

別紙－８

(協定第 1 2 条関連)
(機構法第 1 3 条第 1 項第 9 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(19)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間(以下「均一制区間」という。)及びハの区間料金制を適用する区間(以下「区間料金制区間」という。)以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関越 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24

ただし、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)については、平成26年4月1日から令和16年3月31日まで、上表の関越特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は東日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「6会社」という。)が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は6会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードを、「ETCコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により

(2) ②に定める割引の適用に関する契約（以下「コーポレート契約」という。）を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう（以下同じ。）。

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める期間は、100キロメートルを超え200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超え400キロメートルまでの部分について30パーセント、400キロメートルを超え600キロメートルまでの部分について40パーセント、600キロメートルを超え800キロメートルまでの部分について45パーセント、800キロメートルを超える部分について50パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう（別に定める場合を除き、以下同じ。）。

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関越特別区間」以外の区間をいう（以下同じ。）。

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう（以下同じ。）。

(注4) 上表において「関越特別区間」とあるのは、関越自動車道新潟線の水上市インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間をいう（以下同じ。）。

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道6号（仙台東部道路）（以下「仙台東部道路」という。）、一般国道6号（仙台南部道路）（以下「仙台南部道路」という。）、一般国道7号（秋田自動車道（秋田外環状道路））（以下「秋田外環状道路」という。）、一般国道14号及び16号（京葉道路）（以下「京葉道路」という。）、一般国道45号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））（以下「仙塩道路」という。）、一般国道47号（仙台北部道路）（以下「仙台北部道路」という。）、一般国道126号（千葉東金道路）（以下「千葉東金道路」という。）、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）（以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。）又は一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から山武市まで（あきる野インターチェンジを含む））（以下「首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）」という。）が介在し、これらの道路と高速国道のみを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の高

速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

A 東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

B 東日本高速道路株式会社が別に定める期間

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超え、400以下の場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
400を超え、600以下の場合	$(0.6 + \frac{75}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
600を超え、800以下の場合	$(0.55 + \frac{105}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
800を超える場合	$(0.5 + \frac{145}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間 (n1) 及び関越特別区間 (n2) のキロ程 (単位：キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'n : 大都市近郊区間 (n1) 及び関越特別区間 (n2) の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

ハ) 消費税法 (昭和63年法律第108号) に定める消費税 (以下「消費税」という。) 及び地方税法 (昭和25年法律第226号) に定める地方消費税 (以下「地方消費税」という。) の

転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した額に、消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値(以下「消費税率」という。)を乗じた額(以下「対距離制区間の消費税率を乗じた額」という。)を四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ニ) 料金算出方法の特例

A ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額の特例

ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、ロ) 及びハ) 並びにホ) Aに定める方法により、それぞれ算出するものとする。ただし、この場合、利用1回に対して課する料金の額については、(ロ) ロ)の規定にかかわらず、転回の前後についてそれぞれ75円とする。

B 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からニ) A及びホ) Aに定める方法により算出した額とホ) Bに定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

C 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からハ) 及びホ) Aに定める方法により算出した額とホ) C (A) に定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

ホ) 料金の額の特例

A 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間(別添4の(B)に掲げる額(単位:円)に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。)の料金の額は、イ) からハ) の規定にかかわらず、別添4の(B)に掲げる額(単位:円)に、消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

B 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の料金の額の特例

十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ) 及び(ハ) イ) からニ) の規定にかかわらず、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
---------	-------	-----	-----	-----	-----

十勝清水インターチェンジから 芽室インターチェンジまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	476.191	571.429	619.048	761.905	1,285.715
十勝清水インターチェンジから 長流枝スマートインターチェンジまで	660.715	776.456	865.080	1,089.947	1,818.784
十勝清水インターチェンジから 池田インターチェンジまで	904.762	1,047.620	1,190.477	1,523.810	2,523.810
十勝清水インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,619.048	4,238.096
十勝清水インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,333.334	1,619.048	1,952.381	2,619.048	4,238.096
芽室インターチェンジから 帯広ジャンクションまで	238.096	238.096	238.096	285.715	380.953
芽室インターチェンジから 音更帯広インターチェンジまで	380.953	428.572	428.572	571.429	904.762
芽室インターチェンジから 長流枝スマートインターチェンジまで	565.477	633.599	674.604	899.471	1,437.831
芽室インターチェンジから 池田インターチェンジまで	809.524	904.762	1,000.000	1,333.334	2,142.858
芽室インターチェンジから 本別インターチェンジまで	1,238.096	1,476.191	1,761.905	2,428.572	3,857.143
芽室インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	1,238.096	1,476.191	1,761.905	2,428.572	3,857.143
帯広ジャンクションから 音更帯広インターチェンジまで	238.096	238.096	238.096	285.715	380.953
帯広ジャンクションから 長流枝スマートインターチェンジまで	422.620	443.123	484.128	613.757	914.022
帯広ジャンクションから 池田インターチェンジまで	666.667	714.286	809.524	1,047.620	1,619.048
帯広ジャンクションから 本別インターチェンジまで	1,095.239	1,285.715	1,571.429	2,142.858	3,333.334
帯広ジャンクションから 足寄インターチェンジまで	1,095.239	1,285.715	1,571.429	2,142.858	3,333.334
音更帯広インターチェンジから 長流枝スマートインターチェンジまで	184.524	205.027	246.032	328.042	533.069
音更帯広インターチェンジから 池田インターチェンジまで	428.572	476.191	571.429	761.905	1,238.096
音更帯広インターチェンジから 本別インターチェンジまで	857.143	1,047.620	1,333.334	1,857.143	2,952.381
音更帯広インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	857.143	1,047.620	1,333.334	1,857.143	2,952.381
長流枝スマートインターチェンジから 池田インターチェンジまで	244.048	271.164	325.397	433.863	705.027
長流枝スマートインターチェンジから 本別インターチェンジまで	672.620	842.593	1,087.302	1,529.102	2,419.313
長流枝スマートインターチェンジから 足寄インターチェンジまで	672.620	842.593	1,087.302	1,529.102	2,419.313
池田インターチェンジから 本別インターチェンジまで	428.572	571.429	761.905	1,095.239	1,714.286
池田インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	428.572	571.429	761.905	1,095.239	1,714.286

本別インターチェンジから 足寄インターチェンジまで	380.953	428.572	476.191	619.048	952.381
------------------------------	---------	---------	---------	---------	---------

C 東北横断自動車道酒田線の料金の額の特例

(A) 笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からニ)の規定にかかわらず、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
笹谷インターチェンジから 関沢インターチェンジまで	145.632	194.175	194.175	291.263	533.981

(B) 湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からニ)の規定にかかわらず、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから 庄内あさひインターチェンジまで	190.477	190.477	285.715	333.334	523.810
庄内あさひインターチェンジから 鶴岡インターチェンジまで	285.715	333.334	380.953	523.810	809.524
庄内あさひインターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	476.191	571.429	666.667	904.762	1,428.572
鶴岡インターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	619.048
鶴岡ジャンクションから 庄内空港インターチェンジまで	190.477	190.477	238.096	333.334	523.810
庄内空港インターチェンジから 酒田インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	238.096	428.572
庄内空港インターチェンジから 酒田中央インターチェンジまで	238.096	285.715	285.715	380.953	666.667
酒田インターチェンジから 酒田中央インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	238.096
酒田中央インターチェンジから 酒田みなとインターチェンジまで	95.239	142.858	189.814	238.096	380.953

ロ 均一制区間の料金の額

均一制区間は次表のとおりとし、1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

路線名	料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北海道縦貫自動車道 函館名寄線	札幌南インターチェンジから 札幌インターチェンジまで	291.263	388.350	388.350	533.981	922.331
北海道横断自動車道	札幌西インターチェンジから					

黒松内釧路線	札幌ジャンクションまで					
--------	-------------	--	--	--	--	--

ハ 区間料金制区間の料金の額

区間料金制区間は、東北縦貫自動車道弘前線の大泉インターチェンジから川口ジャンクションまで、関越自動車道新潟線の中央ジャンクションから大泉インターチェンジまで、常磐自動車道の川口ジャンクションから三郷インターチェンジまで、東関東自動車道水戸線の三郷インターチェンジから高谷ジャンクションまで及び中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道富士吉田線（以下「中央自動車道富士吉田線」という。）の東名ジャンクションから中央ジャンクションまでの区間（以下「東京外環自動車道」という。）とし、1回の通行に係る料金の額（（イ）から（ハ）のロ）においては、各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の（イ）から（ニ）の表に掲げる額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

（イ）首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の境古河インターチェンジからつくば中央インターチェンジまでの区間が供用する日の前日まで（以下「（イ）の期間」という。）

路線名	料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東北縦貫自動車道 弘前線	大泉インターチェンジから 川口ジャンクションまで	388.350	485.437	582.525	825.243	1,213.593
常磐自動車道	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで					
東関東自動車道 水戸線	三郷インターチェンジから 三郷南インターチェンジまで					

（ロ）首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の境古河インターチェンジからつくば中央インターチェンジまでの区間が供用する日から東関東自動車道水戸線の三郷南インターチェンジから高谷ジャンクションまでの区間が供用する日まで（以下「（ロ）の期間」という。）

イ）ETC車以外の自動車の場合

外回り（各入口インターチェンジから三郷南インターチェンジ方面へ通行する場合

（東京外環自動車道の新倉パーキングエリア（以下「新倉PA」という。）で転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
大泉	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594
和光	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594
和光北	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594
戸田東	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594

外環浦和	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	497.710	619.822	748.666	973.165	1,521.942
川口ジャンクション	476.456	593.254	716.784	929.328	1,448.880
川口東	476.456	583.944	670.733	866.008	1,343.346
草加	416.861	483.576	574.074	805.556	1,194.444
三郷	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444

内回り（各入口インターチェンジから大泉インターチェンジ方面へ通行する場合（新倉PAで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷南	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594
三郷	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594
草加	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594
戸田西	582.173	690.216	798.259	1,041.356	1,635.594
和光北	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444
和光	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444

大型車

												三郷南	
												三郷	349.703
											草加	500.698	700.400
									川口東	315.607	666.305	866.008	
								川口 ジャンクション	-	378.928	729.625	929.328	
							川口中央	310.736	-	422.765	773.462	973.165	
							川口西	-	-	-	-	-	
						外環浦和	310.736	-	413.023	-	641.951	992.648	1,041.356
					戸田東	-	-	529.922	-	-	758.850	1,041.356	1,041.356
				美女木 ジャンクション	-	-	417.894	-	598.114	-	827.041	1,041.356	1,041.356
			戸田西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		和光北	310.736	310.736	-	-	564.018	-	744.238	-	973.165	1,041.356	1,041.356
	和光	310.736	354.574	398.411	-	-	666.305	-	805.556	-	1,034.484	1,041.356	1,041.356
大泉	310.736	408.152	510.439	554.276	-	-	805.556	-	805.556	-	1,034.484	1,041.356	1,041.356

特大車

												三郷南	
												三郷	482.838
											草加	734.496	1,067.334
									川口東	426.012	1,010.508	1,343.346	
								川口 ジャンクション	-	531.546	1,116.042	1,448.880	
							川口中央	417.894	-	604.608	1,189.104	1,521.942	
							川口西	-	-	-	-	-	
						外環浦和	417.894	-	588.372	-	969.918	1,554.414	1,635.594
					戸田東	-	482.838	-	783.204	-	1,164.750	1,635.594	1,635.594
				美女木 ジャンクション	-	-	596.490	-	896.856	-	1,278.402	1,635.594	1,635.594
			戸田西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		和光北	417.894	417.894	-	-	840.030	-	1,140.396	-	1,521.942	1,635.594	1,635.594
	和光	417.894	490.956	564.018	-	-	1,010.508	-	1,194.444	-	1,575.990	1,635.594	1,635.594
大泉	417.894	580.254	750.732	823.794	-	-	1,194.444	-	1,194.444	-	1,575.990	1,635.594	1,635.594

東京外環自動車道の新倉PAで転回する場合

軽自動車等

													三郷	三郷南
													582.173	582.173
										川口東	-	-	-	-
									川口	ジャンクション	-	582.173	582.173	582.173
									川口中央	-	-	-	-	-
								川口西	-	-	582.173	-	582.173	582.173
								外環浦和	-	-	-	-	-	-
								戸田東	-	-	-	-	-	-
				美女木										
				ジャンクション										
				279.888	-	-	431.030	-	518.410	-	582.173	582.173	582.173	582.173
			戸田西	-	-	-	409.776	-	497.155	-	582.173	582.173	582.173	582.173
			和光北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		和光	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大泉	315.312	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジャンクション	川口東	草加	三郷	三郷南
	390.883	239.741	-	258.634	301.142	-	-	560.918	-	582.173	-	582.173	582.173	582.173

普通車

													三郷	三郷南
													690.216	690.216
										川口東	-	-	-	-
									川口	ジャンクション	-	690.216	690.216	690.216
									川口中央	-	-	-	-	-
								川口西	-	-	690.216	-	690.216	690.216
								外環浦和	-	-	-	-	-	-
								戸田東	-	-	-	-	-	-
				美女木										
				ジャンクション										
				312.360	-	-	501.288	-	610.512	-	690.216	690.216	690.216	690.216
			戸田西	-	-	-	474.720	-	583.944	-	690.216	690.216	690.216	690.216
			和光北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		和光	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大泉	356.640	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジャンクション	川口東	草加	三郷	三郷南
	451.104	262.176	-	285.792	338.928	-	-	663.648	-	690.216	-	690.216	690.216	690.216

中型車

													三郷	三郷南
													798.259	798.259
										川口東	-	-	-	-
									川口	ジャンクション	-	798.259	798.259	798.259
									川口中央	-	-	-	-	-
								川口西	-	-	798.259	-	798.259	798.259
								外環浦和	-	-	-	-	-	-
								戸田東	-	-	-	-	-	-
				美女木										
				ジャンクション										
				344.832	-	-	571.546	-	702.614	-	798.259	798.259	798.259	798.259
			戸田西	-	-	-	539.664	-	670.733	-	798.259	798.259	798.259	798.259
			和光北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		和光	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大泉	397.968	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジャンクション	川口東	草加	三郷	三郷南
	511.325	284.611	-	312.950	376.714	-	-	766.378	-	798.259	-	798.259	798.259	798.259

大型車

													三郷南	
													三郷	1,041.356
												草加	1,041.356	1,041.356
												川口東	-	-
												川口	1,041.356	1,041.356
												川口ジャンクション	-	-
												川口中央	-	-
												川口西	-	-
												外環浦和	-	-
												戸田東	-	-
												美女木	-	-
												ジャンクション	729.625	-
												戸田西	417.894	-
												和光北	-	-
												和光	-	-
												大泉	490.956	-

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジャンクション	川口東	草加	三郷	三郷南
	646.822	335.090	-	374.057	461.731	-	-	997.519	-	1,041.356	-	1,041.356	1,041.356	1,041.356

特大車

														三郷南	
														三郷	1,635.594
														草加	1,635.594
														川口東	-
														川口	1,635.594
														川口ジャンクション	-
														川口中央	-
														川口西	-
														外環浦和	-
														戸田東	-
														美女木	-
														ジャンクション	1,116.042
														戸田西	596.490
														和光北	-
														和光	-
														大泉	718.260

入口及び出口インターチェンジが同一の場合	大泉	和光	和光北	戸田西	美女木 ジャンクション	戸田東	外環浦和	川口西	川口中央	川口 ジャンクション	川口東	草加	三郷	三郷南
	978.036	458.484	-	523.428	669.552	-	-	1,562.532	-	1,635.594	-	1,635.594	1,635.594	1,635.594

(ハ) 東関東自動車道水戸線の三郷南インターチェンジから高谷ジャンクションまでの区間が供用する日から関越自動車道新潟線の中央ジャンクションから大泉インターチェンジまで及び中央自動車道富士吉田線の東名ジャンクションから中央ジャンクションまでの区間が供用する日まで（以下「(ハ) の期間」という。）

イ) ETC車以外の自動車の場合

外回り（各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合（新倉PAで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
大泉	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光北	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田東	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
外環浦和	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762.209	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口ジャンクション	740.955	923.878	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口東	710.254	885.502	1,070.010	1,455.374	2,325.624
草加	629.960	785.134	949.568	1,321.861	2,054.952
草加八潮ジャンクション・ 外環八潮スマート	535.496	667.054	807.872	1,127.029	1,730.232
三郷	459.924	572.590	694.516	971.163	1,470.456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388.522	448.152	507.782	641.951	969.918
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258.634	285.792	312.950	374.057	523.428
京葉ジャンクション	230.294	250.368	270.442	315.607	426.012
市川南	—	—	—	—	—

内回り（各入口インターチェンジから大泉インターチェンジ方面へ通行する場合（新倉PAで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
市川南	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
京葉ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624

三郷	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
草加八潮ジャンクション・ 外環八潮スマート	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
草加	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田西	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光北	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444
和光	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444

(二) 関越自動車道新潟線の中央ジャンクションから大泉インターチェンジまで及び中央自動車道富士吉田線の東名ジャンクションから中央ジャンクションまでの区間が供用する日以降（以下「(二) の期間」という。）

イ) ETC車以外の自動車の場合

外回り（各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合（新倉PAで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東名ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
中央ジャンクション・東八道路	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
青梅街道	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
大泉	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	958.222	1,195.462	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田東	925.160	1,154.134	1,392.368	1,884.005	3,040.008
外環浦和	868.481	1,083.286	1,307.351	1,813.812	2,874.870
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762.209	950.446	1,147.943	1,594.626	2,509.560
川口ジャンクション	740.955	923.878	1,116.061	1,550.788	2,436.498
川口東	710.254	885.502	1,070.010	1,487.468	2,330.964
草加	629.960	785.134	949.568	1,321.861	2,054.952
草加八潮ジャンクション・ 外環八潮スマート	535.496	667.054	807.872	1,127.029	1,730.232
三郷	459.924	572.590	694.516	971.163	1,470.456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388.522	448.152	507.782	641.951	969.918
北千葉ジャンクション	360.182	412.728	465.274	583.501	872.502
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258.634	285.792	312.950	374.057	523.428
京葉ジャンクション	230.294	250.368	270.442	315.607	426.012
市川南	—	—	—	—	—

内回り（各入口インターチェンジから東名ジャンクション方面へ通行する場合（新倉PAで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
京葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008

市川中央	—	—	—	—	—
市川北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
北千葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
三郷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加八潮ジャンクション・ 外環八潮スマート	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	655.937	784.680	911.616	1,197.222	1,895.370
和光	606.344	722.688	837.226	1,094.935	1,724.892
大泉	530.772	628.224	723.869	939.070	1,465.116
青梅街道	—	—	—	—	—

②本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（20）から（44）までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ 一般国道1号及び16号（横浜新道）（以下「横浜新道」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	原動機付自転車
料 金	233.334	291.667	350.000	481.250	802.084	72.918

（注）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「原動機付自転車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

ロ 一般国道4号（東埼玉道路）（以下「東埼玉道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

				浦和野田線	
				越谷総合公園川藤線	—
				越谷吉川線	185.424
				蒲生柿木川戸線	194.870
草加八潮	199.594	244.464	279.888	374.352	

普通車

				浦和野田線	
				越谷総合公園川藤線	—
				越谷吉川線	194.280
				蒲生柿木川戸線	206.088
草加八潮	211.992	268.080	312.360	430.440	

中型車

				浦和野田線	
				越谷総合公園川藤線	—
				越谷吉川線	203.136
				蒲生柿木川戸線	217.306
草加八潮	224.390	291.696	344.832	486.528	

大型車

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	223.062	417.894
	蒲生柿木川戸線	242.545	315.607	510.439
草加八潮	252.287	344.832	417.894	612.726

特大車

				浦和野田線
			越谷総合公園川藤線	—
		越谷吉川線	271.770	596.490
	蒲生柿木川戸線	304.242	426.012	750.732
草加八潮	320.478	474.720	596.490	921.210

ハ 一般国道6号（東水戸道路）（以下「東水戸道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

			ひたちなか
		水戸大洗	142.858
水戸南		142.858	285.715

普通車

			ひたちなか
		水戸大洗	142.858
水戸南		190.477	333.334

中型車

			ひたちなか
		水戸大洗	190.477
水戸南		190.477	380.953

大型車

			ひたちなか
		水戸大洗	285.715
水戸南		285.715	571.429

特大車

			ひたちなか
		水戸大洗	428.572
水戸南		476.191	904.762

ニ 仙台東部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

								仙台港北
							仙台港	47.620
						仙台東	95.239	142.858
					仙台若林ジャンクション	97.088	190.477	238.096
				名取	97.088	194.175	285.715	333.334
			名取中央スマート	142.858	238.096	333.334	428.572	476.191
		仙台空港	47.620	194.175	242.719	339.806	428.572	476.191
	岩沼	97.088	142.858	242.719	339.806	436.894	523.810	571.429
亘理	95.239	190.477	190.477	333.334	428.572	523.810	619.048	666.667

普通車

								仙台港北
							仙台港	47.620
						仙台東	142.858	190.477
					仙台若林ジャンクション	145.632	285.715	333.334
				名取	97.088	242.719	380.953	428.572
			名取中央スマート	142.858	238.096	380.953	523.810	571.429
		仙台空港	95.239	242.719	339.806	485.437	619.048	619.048
	岩沼	97.088	190.477	339.806	436.894	582.525	714.286	714.286
亘理	95.239	190.477	285.715	380.953	476.191	619.048	761.905	809.524

中型車

								仙台港北
							仙台港	95.239
						仙台東	142.858	238.096
					仙台若林ジャンクション	145.632	285.715	380.953
				名取	97.088	242.719	380.953	476.191
			名取中央スマート	190.477	285.715	428.572	571.429	619.048
		仙台空港	95.239	242.719	339.806	485.437	619.048	714.286
	岩沼	97.088	190.477	339.806	436.894	582.525	714.286	809.524
亘理	95.239	190.477	285.715	428.572	523.810	666.667	809.524	904.762

大型車

								仙台港北
							仙台港	95.239
						仙台東	190.477	285.715
					仙台若林 ^{ジャンクション}	242.719	428.572	523.810
				名取	145.632	388.350	571.429	666.667
			名取中央スマート	238.096	380.953	619.048	809.524	904.762
		仙台空港	142.858	339.806	485.437	728.156	904.762	1,000.000
	岩沼	145.632	285.715	485.437	631.068	873.787	1,095.239	1,142.858
亘理	142.858	285.715	428.572	619.048	761.905	1,000.000	1,190.477	1,285.715

特大車

								仙台港北
							仙台港	142.858
						仙台東	333.334	476.191
					仙台若林 ^{ジャンクション}	388.350	714.286	857.143
				名取	291.263	679.612	1,000.000	1,142.858
			名取中央スマート	428.572	714.286	1,095.239	1,428.572	1,571.429
		仙台空港	238.096	582.525	873.787	1,262.136	1,571.429	1,714.286
	岩沼	291.263	523.810	873.787	1,165.049	1,553.399	1,857.143	2,000.000
亘理	238.096	523.810	714.286	1,095.239	1,380.953	1,761.905	2,095.239	2,238.096

ホ 仙台南部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

				仙台南
			山田	—
		長町	190.477	238.096
仙台若林 ^{ジャンクション} ・今泉		95.239	238.096	333.334

普通車

				仙台南
			山田	—
		長町	238.096	333.334
仙台若林 ^{ジャンクション} ・今泉		95.239	333.334	428.572

中型車

			仙台南
		山田	—
	長町	238.096	333.334
仙台若林ジャンクション・今泉	142.858	380.953	476.191

大型車

			仙台南
		山田	—
	長町	333.334	476.191
仙台若林ジャンクション・今泉	190.477	523.810	666.667

特大車

			仙台南
		山田	—
	長町	571.429	857.143
仙台若林ジャンクション・今泉	285.715	857.143	1,142.858

へ 秋田外環状道路における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	285.715	333.334	380.953	571.429	904.762

ト 一般国道7号（秋田自動車道（琴丘能代道路））（以下「琴丘能代道路」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	333.334	428.572	523.810	714.286	1,190.477

チ 一般国道13号（米沢南陽道路）（以下「米沢南陽道路」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

			南陽高畠
		高畠スマート	—
米沢北		171.132	238.096

普通車

		南陽高島
	高島スマート	—
米沢北	205.358	285.715

中型車

		南陽高島
	高島スマート	—
米沢北	239.584	333.334

大型車

		南陽高島
	高島スマート	—
米沢北	342.262	476.191

特大車

		南陽高島
	高島スマート	—
米沢北	581.845	809.524

リ 一般国道13号（湯沢横手道路）（以下「湯沢横手道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		横手
	十文字	142.858
湯沢	190.477	333.334

普通車

		横手
	十文字	190.477
湯沢	238.096	428.572

中型車

		横手
	十文字	238.096
湯沢	285.715	523.810

大型車

		横手
	十文字	285.715
湯沢	428.572	714.286

特大車

		横 手
	十文字	523.810
湯 沢	666.667	1,190.477

ヌ 京葉道路における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

区 間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A区間から A区間まで	166.794	208.493	250.191	344.013	573.355
A区間から B区間まで	259.514	324.393	389.271	535.248	892.080
B区間から B区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725
C区間から C区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725
C区間から D区間まで	185.440	231.800	278.160	382.470	637.450
C区間から E区間まで	278.160	347.700	417.240	573.705	956.175
C区間から F区間まで	370.880	463.600	556.320	764.940	1,274.900
D区間から D区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725
D区間から E区間まで	185.440	231.800	278.160	382.470	637.450
D区間から F区間まで	278.160	347.700	417.240	573.705	956.175
E区間から E区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725
E区間から F区間まで	185.440	231.800	278.160	382.470	637.450
F区間から F区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725

ただし、A区間からA区間まで及びA区間からB区間までの区間を通行するETC車における当該区間の1回の通行に係る料金の額は、京葉道路と首都高速道路株式会社が管理する都道首都高速7号線を、京葉道路の江戸川区一之江町（起点）と都道首都高速7号線の一般国道14号（京葉道路）との接続部を、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより経由し連続して通行する場合を除き、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

区 間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
A区間から A区間まで	92.720	115.900	139.080	191.235	318.725
A区間から B区間まで	185.440	231.800	278.160	382.470	637.450

(注) A区間とは、江戸川区一之江町（起点）から船橋市海神町（京葉一期区間の終点）又は船橋市海神町（京葉二期区間の起点）までの区間をいう。

B区間とは、船橋市海神町（京葉二期区間の起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間をいう。

C区間とは、習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）までの区間をいう。

D区間とは、千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）から千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）までの区間をいう。

E区間とは、千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）から千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）までの区間をいう。

F区間とは、千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）から千葉市中央区浜野町（千葉南ジャンクション）までの区間をいう。

ル 一般国道16号及び468号（横浜横須賀道路）（以下「横浜横須賀道路」という。）のうち馬堀海岸インターチェンジから狩場インターチェンジまでの区間及び釜利谷ジャンクションから並木インターチェンジまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

中 型 車

				戸塚
			藤沢	482.986
		栄	408.595	224.390
	公田	263.357	521.952	337.747
釜利谷ジャンクション	270.442	383.798	642.394	458.189

大 型 車

				戸塚
			藤沢	607.855
		栄	505.568	252.287
	公田	305.866	661.434	408.152
釜利谷ジャンクション	315.607	471.473	827.041	573.760

特 大 車

				戸塚
			藤沢	913.092
		栄	742.614	320.478
	公田	409.776	1,002.390	580.254
釜利谷ジャンクション	426.012	685.788	1,278.402	856.266

ただし、藤沢インターチェンジにおいて中日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号(新湘南バイパス)と連続して通行する場合における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	328.262	247.968	172.397	—	221.990

普 通 車

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	410.328	309.960	215.496	—	277.488

中 型 車

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	492.394	371.952	258.595	—	332.986

大 型 車

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	677.041	511.434	355.568	—	457.855

特 大 車

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	1,128.402	852.390	592.614	—	763.092

ワ 仙塩道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

				利府中
			利府塩釜	47.620
		利府ジャンクション	47.620	95.239
	多賀城	47.620	95.239	142.858
仙台港北	47.620	95.239	142.858	190.477

普通車

				利府中
			利府塩釜	47.620
		利府ジャンクション	47.620	95.239
	多賀城	47.620	95.239	142.858
仙台港北	95.239	142.858	190.477	238.096

中型車

				利府中
			利府塩釜	95.239
		利府ジャンクション	47.620	142.858
	多賀城	47.620	95.239	190.477
仙台港北	95.239	142.858	190.477	285.715

大型車

				利府中
			利府塩釜	95.239
		利府ジャンクション	95.239	190.477
	多賀城	47.620	142.858	238.096
仙台港北	142.858	190.477	285.715	380.953

特大車

				利府中
			利府塩釜	190.477
		利府ジャンクション	142.858	333.334
	多賀城	95.239	238.096	428.572
仙台港北	238.096	333.334	476.191	666.667

カ 一般国道45号(百石道路)(以下「百石道路」という。)における1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	97.088	145.632	194.175	242.719	388.350

ヨ 仙台北部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

				富谷
			富谷ジャンクション	46.240
	利府しらかし台		190.477	238.096
利府ジャンクション	142.858		333.334	380.953

普通車

				富谷
			富谷ジャンクション	57.800
	利府しらかし台		238.096	285.715
利府ジャンクション	190.477		380.953	476.191

中型車

				富谷
			富谷ジャンクション	69.360
	利府しらかし台		285.715	333.334
利府ジャンクション	238.096		476.191	571.429

大型車

			富谷
		富谷ジャンクション	95.370
	利府しらかし台	380.953	476.191
利府ジャンクション	333.334	666.667	761.905

特大車

			富谷
		富谷ジャンクション	158.950
	利府しらかし台	619.048	761.905
利府ジャンクション	523.810	1,095.239	1,285.715

タ 千葉東金道路のうち東金インターチェンジから千葉東インターチェンジまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

					千葉東
				大宮	77.778
			高田	77.778	151.852
		中野	77.778	151.852	225.926
	山田	77.778	151.852	225.926	300.000
東金	—	77.778	151.852	225.926	300.000

普通車

					千葉東
				大宮	97.223
			高田	97.223	189.815
		中野	97.223	189.815	282.408
	山田	97.223	189.815	282.408	375.000
東金	—	97.223	189.815	282.408	375.000

中型車

					千葉東
				大宮	116.667
			高田	116.667	227.778
		中野	116.667	227.778	338.889
	山田	116.667	227.778	338.889	450.000
東金	—	116.667	227.778	338.889	450.000

大型車

					千葉東
				大宮	160.417
			高田	160.417	313.195
		中野	160.417	313.195	465.973
	山田	160.417	313.195	465.973	618.750
東金	—	160.417	313.195	465.973	618.750

特大車

					千葉東
				大宮	267.362
			高田	267.362	521.991
		中野	267.362	521.991	776.621
	山田	267.362	521.991	776.621	1,031.250
東金	—	267.362	521.991	776.621	1,031.250

レ 一般国道127号（富津館山道路）（以下「富津館山道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

					富津竹岡
				富津金谷	95.239
			鋸南保田	95.239	190.477
		鋸南富山	95.239	190.477	285.715
富 浦	190.477	285.715	380.953	476.191	

普通車

				富津竹岡
			富津金谷	142.858
		鋸南保田	142.858	238.096
	鋸南富山	95.239	238.096	333.334
富 浦	285.715	380.953	476.191	619.048

中型車

				富津竹岡
			富津金谷	190.477
		鋸南保田	142.858	285.715
	鋸南富山	142.858	285.715	428.572
富 浦	333.334	476.191	571.429	761.905

大型車

				富津竹岡
			富津金谷	238.096
		鋸南保田	190.477	428.572
	鋸南富山	190.477	380.953	571.429
富 浦	428.572	619.048	809.524	1,000.000

特大車

				富津竹岡
			富津金谷	380.953
		鋸南保田	333.334	714.286
	鋸南富山	285.715	619.048	952.381
富 浦	761.905	1,000.000	1,333.334	1,714.286

ソ 一般国道233号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））（以下「深川・留萌自動車道」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	95.239	142.858	190.477	238.096	380.953

ツ 一般国道235号（日高自動車道（苫東道路））（以下「日高自動車道」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	95.239	142.858	190.477	238.096	380.953

ネ 東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間

(イ) 浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間における1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	2,285.715	2,857.143	3,428.572	4,714.286	7,857.143

ただし、ETC車については、平成26年4月1日から令和16年3月31日まで、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	1,455.848	1,782.310	2,108.772	2,843.312	4,638.853

(ロ) 木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	95.239
木更津金田	142.858	238.096

普通車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	142.858
木更津金田	142.858	285.715

中型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	142.858
木更津金田	190.477	333.334

大型車

			木更津西ジャンクション
		袖ヶ浦	238.096
木更津金田		238.096	476.191

特大車

			木更津西ジャンクション
		袖ヶ浦	380.953
木更津金田		428.572	809.524

ナ 一般国道466号（第三京浜道路）（以下「第三京浜道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

					玉川
				京浜川崎	38.257
			野川	—	—
		都筑	52.168	97.381	142.593
	港北	52.168	104.336	149.549	187.805
保土ヶ谷	97.381	142.593	201.717	246.929	285.186

普通車

					玉川
				京浜川崎	47.821
			野川	—	—
		都筑	65.210	121.726	178.241
	港北	65.210	130.420	186.936	234.756
保土ヶ谷	121.726	178.241	252.146	308.661	356.482

中型車

					玉川
				京浜川崎	57.385
			野川	—	—
		都筑	78.252	146.071	213.889
	港北	78.252	156.504	224.323	281.707
保土ヶ谷	146.071	213.889	302.575	370.393	427.778

大型車

					玉川
				京浜川崎	78.904
			野川	—	—
		都筑	107.597	200.847	294.098
	港北	107.597	215.193	308.444	387.348
保土ヶ谷	200.847	294.098	416.040	509.291	588.195

特大車

					玉川
				京浜川崎	131.507
			野川	—	—
		都筑	179.328	334.745	490.163
	港北	179.328	358.655	514.073	645.580
保土ヶ谷	334.745	490.163	693.401	848.818	980.325

ラ 千葉東金道路のうち松尾横芝インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間、東京湾横断・木更津東金道路のうち東金インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）（以下「首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

Table of light vehicle sales data for FY2024, including categories like 軽自動車, 軽トラック, and 軽四駆車, with columns for manufacturer and sales volume.

普通車

Table of general vehicle sales data for FY2024, including categories like 普通車, 普通トラック, and 普通四駆車, with columns for manufacturer and sales volume.

中野車

Table of train routes and stations for the Chiyoda Line, including station names, line names, and numerical identifiers.

大型車

Table of train routes and stations for the Large Train Line, including station names, line names, and numerical identifiers.

特大車

海老名		関東厚木		東名PA1000		相模原東川		相模原		高尾山		八王子		八王子西		あきる野		本厚木		
車金	5,160,533	5,060,136	5,032,408	4,930,813	4,728,852	4,587,963	4,541,667	4,430,550	4,310,185									本厚木		
日の出	856,296	825,009	825,009	825,009	825,009	825,009	825,009	825,009	825,009									本厚木		
青梅	523,142	1,026,717	1,578,723	1,607,954	2,170,500	2,382,450	2,845,173	3,226,722	3,732,590	3,839,811	4,079,814	4,079,814	4,079,814	4,079,814	4,079,814	4,079,814	4,079,814	4,079,814	本厚木	
入間	615,741	1,189,104	1,217,700	1,789,836	1,992,786	2,455,512	2,837,038	3,321,556	3,450,156	3,591,278	3,930,016	4,652,518	5,230,016	5,784,016	6,328,016	6,872,016	7,416,016	7,960,016	本厚木	
狭山	825,009	1,026,717	1,578,723	1,607,954	2,170,500	2,382,450	2,845,173	3,226,722	3,732,590	3,839,811	4,079,814	4,079,814	4,079,814	4,079,814	4,079,814	4,079,814	4,079,814	4,079,814	本厚木	
日田	856,296	1,243,930	1,733,010	1,293,010	2,313,030	2,883,766	3,088,710	3,531,442	3,952,988	4,428,186	4,546,080	5,398,110	5,727,966	6,287,208	6,923,946	7,438,418	8,116,318	8,600,838	9,790,912	本厚木
あきる野	236,112	1,018,626	1,408,290	1,896,370	2,447,394	2,476,990	3,048,126	3,251,070	3,713,802	4,095,348	4,590,546	4,708,440	5,848,170	5,889,436	6,449,786	7,188,306	7,910,886	8,429,068	9,763,198	本厚木
八王子	734,496	1,440,762	1,830,426	2,317,506	2,869,530	2,898,126	3,470,262	3,702,612	4,135,958	4,517,844	5,012,682	5,130,576	5,970,606	6,113,562	6,474,588	6,710,442	6,332,944	8,384,408	9,384,408	本厚木
関東厚木	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230	4,377,962	4,962,722	5,662,122	5,961,138	6,132,984	6,238,164	6,328,464	6,418,764	6,509,064	6,599,364	6,689,664	本厚木
相模原東川	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230	4,377,962	4,962,722	5,662,122	5,961,138	6,132,984	6,238,164	6,328,464	6,418,764	6,509,064	6,599,364	6,689,664	本厚木
相模原	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230	4,377,962	4,962,722	5,662,122	5,961,138	6,132,984	6,238,164	6,328,464	6,418,764	6,509,064	6,599,364	6,689,664	本厚木
高尾山	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230	4,377,962	4,962,722	5,662,122	5,961,138	6,132,984	6,238,164	6,328,464	6,418,764	6,509,064	6,599,364	6,689,664	本厚木
八王子	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230	4,377,962	4,962,722	5,662,122	5,961,138	6,132,984	6,238,164	6,328,464	6,418,764	6,509,064	6,599,364	6,689,664	本厚木
八王子西	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230	4,377,962	4,962,722	5,662,122	5,961,138	6,132,984	6,238,164	6,328,464	6,418,764	6,509,064	6,599,364	6,689,664	本厚木
あきる野	236,112	1,018,626	1,408,290	1,896,370	2,447,394	2,476,990	3,048,126	3,251,070	3,713,802	4,095,348	4,590,546	4,708,440	5,848,170	5,889,436	6,449,786	7,188,306	7,910,886	8,429,068	9,763,198	本厚木
本厚木	236,112	1,018,626	1,408,290	1,896,370	2,447,394	2,476,990	3,048,126	3,251,070	3,713,802	4,095,348	4,590,546	4,708,440	5,848,170	5,889,436	6,449,786	7,188,306	7,910,886	8,429,068	9,763,198	本厚木

ただし、海老名インターチェンジにおいて第一東海自動車道と連続して通行する場合、又は東名インターチェンジにおいて千葉東金道路のうち東名インターチェンジから千葉東インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合における各インターチェンジ相互間の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

海老名	関東厚木	東名PA1000	相模原東川	相模原	高尾山	八王子	八王子西	あきる野
車金	5,160,533	5,060,136	5,032,408	4,930,813	4,728,852	4,587,963	4,541,667	4,430,550
日の出	856,296	825,009	825,009	825,009	825,009	825,009	825,009	825,009
青梅	523,142	1,026,717	1,578,723	1,607,954	2,170,500	2,382,450	2,845,173	3,226,722
入間	615,741	1,189,104	1,217,700	1,789,836	1,992,786	2,455,512	2,837,038	3,321,556
狭山	825,009	1,026,717	1,578,723	1,607,954	2,170,500	2,382,450	2,845,173	3,226,722
日田	856,296	1,243,930	1,733,010	1,293,010	2,313,030	2,883,766	3,088,710	3,531,442
あきる野	236,112	1,018,626	1,408,290	1,896,370	2,447,394	2,476,990	3,048,126	3,251,070
八王子	734,496	1,440,762	1,830,426	2,317,506	2,869,530	2,898,126	3,470,262	3,702,612
関東厚木	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
相模原東川	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
相模原	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
高尾山	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
八王子	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
八王子西	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
あきる野	236,112	1,018,626	1,408,290	1,896,370	2,447,394	2,476,990	3,048,126	3,251,070
本厚木	236,112	1,018,626	1,408,290	1,896,370	2,447,394	2,476,990	3,048,126	3,251,070

普通車

海老名	関東厚木	東名PA1000	相模原東川	相模原	高尾山	八王子	八王子西	あきる野
車金	6,476,832	6,328,704	6,300,926	6,190,556	5,912,038	5,736,112	5,680,556	5,550,926
日の出	1,136,520	1,393,344	1,535,040	1,715,160	1,912,380	1,977,540	2,131,344	2,205,144
青梅	523,142	1,026,717	1,578,723	1,607,954	2,170,500	2,382,450	2,845,173	3,226,722
入間	615,741	1,189,104	1,217,700	1,789,836	1,992,786	2,455,512	2,837,038	3,321,556
狭山	825,009	1,026,717	1,578,723	1,607,954	2,170,500	2,382,450	2,845,173	3,226,722
日田	856,296	1,243,930	1,733,010	1,293,010	2,313,030	2,883,766	3,088,710	3,531,442
あきる野	236,112	1,018,626	1,408,290	1,896,370	2,447,394	2,476,990	3,048,126	3,251,070
八王子	734,496	1,440,762	1,830,426	2,317,506	2,869,530	2,898,126	3,470,262	3,702,612
関東厚木	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
相模原東川	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
相模原	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
高尾山	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
八王子	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
八王子西	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
あきる野	236,112	1,018,626	1,408,290	1,896,370	2,447,394	2,476,990	3,048,126	3,251,070
本厚木	236,112	1,018,626	1,408,290	1,896,370	2,447,394	2,476,990	3,048,126	3,251,070

中型車

海老名	関東厚木	東名PA1000	相模原東川	相模原	高尾山	八王子	八王子西	あきる野
車金	7,773,149	7,597,223	7,600,926	7,472,038	7,097,223	6,884,236	6,810,186	6,652,778
日の出	1,393,344	1,650,168	1,791,864	1,971,984	2,169,204	2,234,364	2,388,168	2,462,972
青梅	523,142	1,026,717	1,578,723	1,607,954	2,170,500	2,382,450	2,845,173	3,226,722
入間	615,741	1,189,104	1,217,700	1,789,836	1,992,786	2,455,512	2,837,038	3,321,556
狭山	825,009	1,026,717	1,578,723	1,607,954	2,170,500	2,382,450	2,845,173	3,226,722
日田	856,296	1,243,930	1,733,010	1,293,010	2,313,030	2,883,766	3,088,710	3,531,442
あきる野	236,112	1,018,626	1,408,290	1,896,370	2,447,394	2,476,990	3,048,126	3,251,070
八王子	734,496	1,440,762	1,830,426	2,317,506	2,869,530	2,898,126	3,470,262	3,702,612
関東厚木	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
相模原東川	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
相模原	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
高尾山	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
八王子	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
八王子西	297,884	1,017,624	1,489,070	1,607,364	2,447,394	2,738,350	3,348,492	4,052,230
あきる野	236,112	1,018,626	1,408,290	1,896,370	2,447,394	2,476,990	3,048,126	3,251,070
本厚木	236,112	1,018,626	1,408,290	1,896,370	2,447,394	2,476,990	3,048,126	3,251,070

大車

海老名	関東厚木	東名PA1000	相模原東川	相模原	高尾山	八王子	八王子西	あきる野
車金	10,652,778	10,375,000	10,375,000	10,189,813	9,754,620	9,458,354	9,365,741	9,152,778
日の出	1,393,344	1,650,168	1,791,864	1,971,984	2,169,204	2,234,364	2,38	

③消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合は、①イ(ハ)ハ)の規定にかかわらず、対距離制区間の消費税率を乗じた額を切り捨てにより、1000円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

ロ 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間、①イ(ハ)ホ)C(A)に掲げる区間、均一制区間又は②ニ若しくはカ)に掲げる高速道路のうち、令和元年9月30日以前に供用されている区間について、①イ(ハ)ホ)、①ロ又は②に定める方法により算出した料金の額と、令和元年9月30日時点の料金の額(以下「従前の額」という。)との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.08で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を上限とする。

④料金算定の特例

イ 複数経路の場合

(イ) インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路(以下「倍超経路」という。)を走行した場合には走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額((2)⑥、⑩又は⑫に定める割引が適用される場合は、当該割引適用後の料金の額)のうち最も低い額とする。なお、各経路毎の距離比は別添3及び別添5に定めるキロ程により算出するものとする。

(ロ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(東京外環自動車道又は首都高速道路株式会社管理する道路が介在する場合を含む。また、ここでいう甲インターチェンジ及び乙インターチェンジは東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社管理する道路のインターチェンジを含まない。以下(ロ)において同じ。)に、次表の(A)に掲げる接続部相互間を経由し東京外環自動車道を連続して通行することが可能な経路(首都高速道路株式会社管理する道路を通行する場合を除く。以下「東京外環自動車道経路」という。)又は次表の(B)に掲げる接続部相互間を経由し首都高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行することが可能な経路(以下「首都高速道路経路」という。)があり、かつ、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより通行する場合(ETC車に限る。ただし、新倉PAで転回する場合を除く。)における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のイ)からハ)に該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間において重複する地点を走行した場合及び甲インターチェンジと(A)若しくは(B)に掲げる接続部の間又は(A)若しくは(B)に掲げる接続部と乙インターチェンジの間における倍超経路を走行した場合並びに甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(東京外環自動車道及び首都高速道路株式会社が管理する道路が介在する場合を除く)において倍超経路を走行した場合を除く。また、東京外環自動車道経路を走行した場合は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間における首都圏中央連絡自動車道等経路(東京外環自動車道経路及び首都高速道路経路以外の経路をいう。以下同じ。)のうち首都圏中央連絡自動車道を含む経路の中でキロ程の最も短い経路が倍

超経路となる場合を除く。

なお、イ) からハ) に掲げる、首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額、東京外環自動車道経路の料金の額、首都高速道路経路の料金の額は、次のとおり算出した料金の額をいう。

首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額：

①、②、③及び④イ (イ) に定める方法により算出 ((2) ③から⑥まで又は⑩から⑫までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出) した、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額とする。

東京外環自動車道経路の料金の額：

①、②、③及び④イ (イ) に定める方法により算出 ((2) ③から⑥まで又は⑩から⑫までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出) した、当該経路における甲インターチェンジと (A) に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額、①ハに定める料金の額及び (A) に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

首都高速道路経路の料金の額：

①、②、③及び④イ (イ) に定める方法により算出 ((2) ③から⑥まで又は⑩から⑫までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出) した、当該経路における甲インターチェンジと (B) に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額並びに①ハに定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特別措置法 (昭和31年法律第7号) 第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度 (以下「首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額」という。) を適用して (この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引 (ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日以降は上限料金の引下げに係る割引に限る。) に限る。) 算出した額並びに (B) に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

(A)
東京外環自動車道と東北縦貫自動車道弘前線との接続部
東京外環自動車道と関越自動車道新潟線との接続部
東京外環自動車道と常磐自動車道との接続部
東京外環自動車道と東関東自動車道水戸線との接続部
東京外環自動車道と東埼玉道路との接続部
東京外環自動車道と中央自動車道富士吉田線との接続部
東京外環自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する第一東海自動車道 (以下「第一東海自動車道」という。) との接続部

(B)
東京外環自動車道と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部
東京外環自動車道及び東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部
東京外環自動車道及び常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部
東京外環自動車道及び東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部

京葉道路と都道首都高速7号線との接続部（ただし、京葉道路のうち京葉ジャンクションから宮野木ジャンクションまでの区間の一部又は全部を通行する場合を除く。）
中央自動車道富士吉田線と都道首都高速4号線との接続部
第一東海自動車道と都道首都高速3号線との接続部

イ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額が最も低い額となる場合

首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額を東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

ロ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち東京外環自動車道経路が最も低い額となる場合

東京外環自動車道経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額に適用するものとする。

ハ) 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち首都高速道路経路が最も低い額となる場合

首都高速道路経路の料金の額を首都圏中央連絡自動車道等経路の料金の額及び東京外環自動車道経路の料金の額に適用するものとする。

ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A + P) \times C$$

(注) この式において、A、P、Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：①イ（ハ）イ）Cのキロ程に基づき①及び③に定める方法により算出された額（単位：円）

P：仙台東部道路、仙台南部道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路のうち東金インターチェンジから千葉東インターチェンジまでの区間又は首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の料金の額（単位：円）

C：周回走行回数

⑤料金調整

イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間、区間料金制区間（（ロ）の期間、（ハ）の期間及び（ニ）の期間に通行するETC車に限る。）及び一般有料道路において、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Dインターチェンジにお

いて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。(次の(イ)及び(ロ)に該当する場合は除く。)

ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。(以下同じ。)なお、当該途中流出前又は再流入後に、東北横断自動車道酒田線の湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間、横浜新道、京葉道路のうち江戸川区一之江町(起点)から習志野市鷺沼(幕張インターチェンジ)までの区間、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間又は第三京浜道路の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(イ) 通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ(以下「D'インターチェンジ」という。)において流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(ロ) 北海道横断自動車道黒松内釧路線の余市インターチェンジから札幌西インターチェンジまでの区間の一部又は全部を走行する場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円((2)③、⑥又は⑬で定める割引が適用される場合は、150円に当該割引率を乗じた額とする。)に消費税率を乗じ、四捨五入による10円単位の端数処理を行った額を控除した額に料金調整する。

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位：円)

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位：円)

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位：円)

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位：円)

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額(単位：円)

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、

①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、

①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

（注2） $AD - (BD - CD) - AB$ による料金調整において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

ロ 特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における特定更新等工事、集中工事等を実施するにあたり、本協定に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路、並びに特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金を調整するときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率等

(イ) ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

東日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び (ロ) に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車（首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）及び首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）はE T C 2.0車）に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

上記にいう「E T C 2.0車」は、E T C車のうち、一般財団法人I T Sサービス高度化機構が定めるE T C 2.0車載器D S R C部使用規程第1条に規定する車載器D S R C部を使用し、国土交通省、6会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のI D付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針1.（1）に規定する車載器のI D付きプローブ情報の提供を行う自動車をい

う（以下同じ。）。

ロ 割引率

（イ）車両単位割引

イ）高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間（平成29年1月1日から平成31年3月31日までの間はETC2.0車に、平成31年4月1日から令和8年3月31日までの間は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第11号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0車（以下「事業用ETC2.0車」という。）に限る。）については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

ロ）京葉道路、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間、首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）及び首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）

コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号（新湘南バイパス）及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））（以下「新湘南バイパス等」という。）における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間は、平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間（平成29年1月1日から平成31年3月31日までの間はETC2.0車に、平成31年4月1日から令和8年3月31日までの間は事業用ETC2.0車に限る。）、首都圏中央連絡自動車道等（横浜

市金沢区から横浜市戸塚区まで)及び首都圏中央連絡自動車道等(あきる野市から木更津市まで)は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間(平成31年4月1日から令和8年3月31日までの間は事業用ETC2.0車に限る。)について、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

(ロ) 契約単位割引

イ) 高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額(2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。)の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額(2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

ロ) 京葉道路、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間、首都圏中央連絡自動車道等(横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで)及び首都圏中央連絡自動車道等(あきる野市から木更津市まで)

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額(新湘南バイパス等の月間利用額と合算して計算する。)の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額(新湘南バイパス等の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5パーセントの割引を行う。

③深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路(Eに掲げる高速道路を除く。)を通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路(Eに掲げる高速道路を除く。)の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる各高速道路(Eに掲げる高速道路を除く。)の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。

④平日朝夕割引(マイレージ登録)

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA、B若しくはD(久喜白岡ジャンクショ

ンから木更津ジャンクションまでの区間に限る。)に掲げる高速道路を通行し(大都市近郊区間のみ
の通行又は区間料金制区間の通行を除く。)、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭
和23年法律第178号)第3条に定める休日(以下「休日」という。)以外の日(以下「平日」と
いう。)の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行
する自動車。

ただし、本割引(2会社及び東日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間、区間料金制区間又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を含む場合。
東北縦貫自動車道弘前線と米沢南陽道路を、福島ジャンクションを経由し連続して通行する場合。
東北中央自動車道相馬尾花沢線と米沢南陽道路を、山形上山インターチェンジ(東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高島インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を経由し連続して通行する場合(東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高島インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。)
東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数(2会社及び東日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。)並びに普通区間及び関越特別区間のキロ程と別添6のうちA又はD(久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。)に掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程(以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。)等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B若しくはD(久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。)に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

100-W (単位：パーセント)

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはD（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{ (単位：パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちA又はD（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちA又はD（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちD（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）、Eに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：月間適用回数が5回から9回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

t：消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェン

ジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 d 、 L 、 $L' 1$ 、 $L' 2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R' 1$ 、 $R' 2$ 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a ：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え、600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え、800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。）。

d ：(ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

L ：東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

$L' 1$ ：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

$L' 2$ ：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P ：(1)①イ(ハ)ホ)C(A)に定める料金の額又は別添6のうちA若しくはD(久喜

白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちD(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。)又はEに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道等(あきる野市から木更津市まで)の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times d + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$X \times Y \div (Y + Z) \times d + X \times Z \div (Y + Z)$

(注)上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道等(あきる野市から木更津市まで)のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

Y : 首都圏中央連絡自動車道等(あきる野市から木更津市まで)の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

Z : 首都圏中央連絡自動車道等(あきる野市から木更津市まで)のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額(単位:円)

⑤平日朝夕割引(コーポレート契約)

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA、B若しくはD(久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。)に掲げる高速道路を通行し(大都市近郊区間のみの通行又は区間料金制区間の通行を除く。)、かつ、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引(2会社及び東日本高速道路株式会社が別に定める者が実施する平日朝夕割引(コーポレート契約)を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、④イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数(2会社及び東日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数(コーポレート契約)」という。)及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり、算出する。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ) 又は (ハ) を適用する場合を除く。

100-W（単位：パーセント）

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはD（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ) を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{（単位：パーセント）}$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちA又はD（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の白岡菖

蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちA又はD（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちD（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）又はEに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y : 首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z : 首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times d + L' 2 R' 2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え、600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え、800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で

除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)

- d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値
- L : 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程 (単位:キロメートル)
- L'1 : 関越特別区間のキロ程 (単位:キロメートル)
- L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位:キロメートル)
- P : (1)①イ(ハ)ホ)C(A)に定める料金の額又は別添6のうちA若しくはD(久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。)に掲げる高速道路の料金の額 (単位:円)
- P' : 別添6のうちD(あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。)又はEに掲げる高速道路の料金の額 (単位:円)
- R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位:円)
- R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位:円)
- R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位:円)
- t : 消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道等(あきる野市から木更津市まで)の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、上記式の $P \times d + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times d + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注)上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 首都圏中央連絡自動車道等(あきる野市から木更津市まで)のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位:円)

Y : 首都圏中央連絡自動車道等(あきる野市から木更津市まで)の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位:円)

Z : 首都圏中央連絡自動車道等(あきる野市から木更津市まで)のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額 (単位:円)

⑥休日割引

イ 割引をする自動車

休日、1月2日及び1月3日(ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)に高速国道又は別添6のうちA、B若しくはD(久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。)に掲げる高速道路を通行する(大都市近郊区間のみの通行又は区間料金制区間の通行を除く。)ETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率等

(イ) 普通区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間並びに別添6のうちA、B及びD（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間の各区分又は別添6のうちA、B若しくはD（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる各高速道路の別に割引率を乗じて算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、下記の計算式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてW、X、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W : 30

X : 首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y : 首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z : 首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

(ロ) 対距離制の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - W \div 100) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - W \div 100) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超

え、200キロメートル以下の場合、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え、600キロメートル以下の場合、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え、800キロメートル以下の場合、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：(1) ①イ（ハ）ホ）C（A）に定める料金の額又は別添6のうちA若しくはD（久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの区間に限る。）に掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちD（あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間に限る。）又はEに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：30

t：消費税率

ただし、走行する区間に首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから幸手インターチェンジまでの間を介在する場合は、別添6のうちDに掲げる高速道路においてのみ、上記式については、 $P \times (1 - W \div 100) + P'$ を次式に読み替えるものとする。

$$X \times Y \div (Y + Z) \times (1 - W \div 100) + X \times Z \div (Y + Z)$$

(注) 上記式においてX、Y、Zは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Y：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の久喜白岡ジャンクションから木更津ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

Z：首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）のあきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの間のうち走行区間に該当する区間の料金の額（単位：円）

⑦東京外環自動車道迂回利用割引

イ 割引をする自動車

次表の（A）に掲げる道路、（B）に掲げる東京外環自動車道の区間及び（C）に掲げる首都高速

道路株式会社が管理する道路を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社が管理する入口、出口又は首都高速道路株式会社が管理する道路と東京高速道路株式会社が管理する道路の接続部（以下この項において「対象出入口等」という。）を入口又は出口として通行するE T C車（ただし、新倉P Aで転回する場合を除く。）。

なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するE T C車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを1回の通行とみなすものとする。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	東北縦貫自動車道弘前線	美女木ジャンクションから 川口ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	首都高速道路株式会社が管理する川口ジャン クション
2	東北縦貫自動車道弘前線	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで	都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉 県道高速足立三郷線	
3	関越自動車道新潟線	東名ジャンクションから 大泉インターチェンジまで	都道首都高速3号線	—
4	関越自動車道新潟線	大泉インターチェンジから 川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	—
5	常磐自動車道	三郷インターチェンジから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャン クション
6	常磐自動車道	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	
7	東関東自動車道水戸線	京葉ジャンクションから 高谷ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する高谷ジャン クション
8	東埼玉道路	美女木ジャンクションから 草加八潮ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	首都高速道路株式会社が管理する川口ジャン クション
9	東埼玉道路	草加八潮ジャンクションから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速7号線	首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャン クション
10	京葉道路	三郷インターチェンジから 京葉ジャンクションまで	都道首都高速6号線、都道高速足立三郷線及び埼玉 県道高速足立三郷線	首都高速道路株式会社が管理する、一般国道 14号及び都道首都高速7号線との接続部
11	京葉道路	京葉ジャンクションから 高谷ジャンクションまで	神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県 道高速湾岸線	
12	中央自動車道富士吉田線	中央ジャンクションから 美女木ジャンクションまで	都道首都高速5号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉 県道高速板橋戸田線	—
13	首都高速道路株式会社が管理する埼 玉県道高速さいたま戸田線	中央ジャンクションから 美女木ジャンクションまで	都道首都高速4号線	—
14	首都高速道路株式会社が管理する埼 玉県道高速さいたま戸田線	美女木ジャンクションから 川口ジャンクションまで	都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線	—

ロ 割引額等

(イ) イの表中1、2、5から7まで、10及び11の(B)に掲げる東京外環自動車道のインターチェンジ相互間（以下「(B)のインターチェンジ相互間」という。）

イの表中1、2、5から7まで、10及び11の項毎に、次の算式により算出した額（以下「算出額」という。）が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし（ただし、算出額が（B）のインターチェンジ相互間の料金の額を上回る場合は、（B）のインターチェンジ相互間の料金の額を割引適用後の料金の額とする。）、算出額が負の数又は0となる場合は、（B）のインターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。なお、⑬の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、ハに定める対象出入口等毎の算出額のうち最も低い値のものを適用する。

$X - Y$

(注) この算式においてX及びYは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：イの表中（D）に掲げる出入口等とイに定める自動車が行くハに定める対象出入口等相互間の首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額（単位：円）

Y：イに定める自動車の通行のうち、首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額（単位：円）

なお、(イ)、(ニ)及び(ホ)におけるX及びYに用いる料金の額について、⑬の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、障害者割引を適用した額とし、⑬の割引を適用しない自動車の割引額等を算出する場合は、都心流入割引を適用した額とする。ただし、Yに用いる料金の額について、都心流入割引と深夜割引を重複して適用する場合、Xに用いる料金の額は、都心流入割引と深夜割引を重複して適用した額とする。

(ロ) イの表中3（B）のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、中央ジャンクションと大泉インターチェンジ相互間の料金の額とする。

(ハ) イの表中4（B）のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、大泉インターチェンジと美女木ジャンクション相互間の料金の額とする。

(ニ) イの表中8（B）のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、算出額が正の数となる場合は、算出額及び川口ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額を合算した額とし（ただし、これが美女木ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額を上回る場合は、美女木ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額を割引適用後の料金の額とする。）、算出額が負の数又は0となる場合は、川口ジャンクションと草加八潮ジャンクション相互間の料金の額とする。なお、⑬の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、ハに定める対象出入口等毎の算出額のうち最も低い値のものを適用する。

(ホ) イの表中9（B）のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、算出額が正の数となる場合は、算出額及び草加八潮ジャンクションと三郷インターチェンジ相互間の料金の額を合算した額とし（ただし、これが草加八潮ジャンクションと京葉ジャンクション相互間の料金の額を上回る場合は、草加八潮ジャンクションと京葉ジャンクション相互間の料金の額を割引適用後の料金の額とする。）、算出額が負の数又は0となる場合は、草加八潮ジャンクションと三郷インターチェンジ相互間の料金の額とする。なお、⑬の割引を適用する自動車の割引額等を算出する場合は、ハに定める対象出入口等毎の算出額のうち最も低い値のものを適用する。

(ヘ) イの表中12から14までの（B）のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の料金の額を減じるものとする。

ハ 対象出入口等

首都高速道路株式会社が管理する都道首都高速 1 号線の宝町出入口及び京橋出入口から銀座出入口までの各出入口並びに都道首都高速 2 号線の汐留出入口及び芝公園出入口並びに都道首都高速 2 号分岐線の飯倉出入口並びに都道首都高速 3 号線の霞が関出入口並びに都道首都高速 4 号線の丸の内出入口から常盤橋出入口までの各出入口、神田橋出入口、北の丸出入口及び代官町出入口並びに都道首都高速 4 号分岐線の江戸橋出入口及び呉服橋出入口並びに首都高速道路株式会社が管理する道路と東京高速道路株式会社の管理する道路の接続部。

⑧千葉外環迂回利用割引

イ 割引をする自動車

常磐自動車道、東関東自動車道水戸線（三郷インターチェンジから高谷ジャンクションまでの区間に限る。以下「千葉外環」という。）及び神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより連続して通行し、ハに定める首都高速道路株式会社が管理する入口、出口又は首都高速道路株式会社と東日本高速道路株式会社若しくは中日本高速道路株式会社が管理する道路との接続部（以下「対象出入口等」という。）を入口又は出口として通行する ETC 車（ただし、新倉 P A で転回する場合を除く。）。

なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する ETC 車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを 1 回の通行とみなすものとする。

ロ 割引額等

次の算式により算出した額（以下「算出額」という。）が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし（ただし、算出額が千葉外環の料金の額を上回る場合は、千葉外環の料金の額を割引適用後の料金の額とする。）、算出額が 0 となる場合は、千葉外環の料金の額を減じるものとする。

$$X - Y$$

(注) この算式において X 及び Y は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X：首都高速道路株式会社が管理する三郷ジャンクションとイに定める自動車が行き止まりの出入口等相互間の首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額（単位：円）

Y：イに定める自動車の通行のうち、首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額（単位：円）

なお、X の料金の額は、Y に障害者割引を適用する場合は障害者割引を、環境ロードプライシング割引を適用する場合は環境ロードプライシング割引を、深夜割引を適用する場合は深夜割引をそれぞれ適用した額とする。なお、Y に環境ロードプライシング割引と深夜割引を重複して適用する場合、環境ロードプライシング割引と深夜割引を重複して適用した額とする。

ハ 対象出入口等

都道首都高速 1 号線の空港西出入口及び羽田出入口並びに神奈川県道高速湾岸線、都道高速湾岸線及び千葉県道高速湾岸線の各出入口等（中環大井南出入口、舞浜出入口、浦安出入口及び千鳥町出入口を除く。）並びに神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線の各出入口等並びに神奈川県道高速湾岸線の各出入口等（三溪園出入口を除く。）並びに横浜市道高速 1 号線の各出入口等並びに横浜市道高速 2 号線の各出入口等（阪東橋出入口を除く。）並びに横浜市道高速

横浜環状北線の各出入口等並びに横浜市道高速横浜環状北西線の各出入口等並びに川崎市道高速縦貫線の各出入口等。

⑨一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引

イ 割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するETC車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとする。

車種	割引額
軽自動車等	960
普通車	1,160
中型車	1,360
大型車	1,810
特大車	2,900

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑩首都圏中央連絡自動車道における割引（激変緩和）

イ 割引をする自動車

ETC車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、(1)②ラに定める首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）の通行料金に適用する。

ハ 適用する期間

平成28年4月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

①首都圏中央連絡自動車道連続利用割引（激変緩和）

イ 割引をする自動車

ETC車。

ロ 割引額

割引額（単位：円）は次表の（B）に掲げる額のとおりとし、次表の（A）に掲げるインターチェンジ相互間のうち高速国道の通行料金に適用する。なお、次表の「首都圏中央連絡自動車道等」は、首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）及び新湘南バイパス等をいう。

東北縦貫自動車道弘前線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
川口ジャンクションから桶川北本まで	20	-	-	-	-
川口ジャンクションから桶川加納まで	70	40	20	-	-
川口ジャンクションから白岡菖蒲まで	80	110	70	60	30
川口ジャンクションから幸手まで	120	110	110	90	40
川口ジャンクションから五霞まで	100	80	80	50	-
川口ジャンクションから境古河まで	70	50	40	-	-
川口ジャンクションから坂東まで	40	20	-	-	-
川口ジャンクションから常総まで	10	-	-	-	-
川口ジャンクションからつくば中央まで	30	-	-	-	-
川口ジャンクションからつくば牛久まで	50	30	-	-	-
川口ジャンクションから牛久阿見まで	80	60	50	10	-
川口ジャンクションから阿見東まで	100	90	80	60	-
川口ジャンクションから稲敷まで	130	120	120	110	80
川口ジャンクションから稲敷東まで	150	150	150	150	150
川口ジャンクションから神崎まで	150	150	150	150	150
川口ジャンクションから下総まで	150	150	150	150	150
川口ジャンクションから(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
川口ジャンクションから国道296号まで	150	150	150	150	150
川口ジャンクションから松尾横芝まで	150	150	150	150	150
浦和から桶川北本まで	20	-	-	-	-
浦和から桶川加納まで	70	40	20	-	-
浦和から白岡菖蒲まで	80	110	70	60	30
浦和から幸手まで	120	110	110	90	40
浦和から五霞まで	100	80	80	50	-
浦和から境古河まで	70	50	40	-	-
浦和から坂東まで	40	20	-	-	-
浦和から常総まで	10	-	-	-	-
浦和からつくば中央まで	30	-	-	-	-
浦和からつくば牛久まで	50	30	-	-	-
浦和から牛久阿見まで	80	60	50	10	-
浦和から阿見東まで	100	90	80	60	-
浦和から稲敷まで	130	120	120	110	80
浦和から稲敷東まで	150	150	150	150	150
浦和から神崎まで	150	150	150	150	150
浦和から下総まで	150	150	150	150	150
浦和から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
浦和から国道296号まで	150	150	150	150	150
浦和から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
岩槻から桶川北本まで	20	-	-	-	-
岩槻から桶川加納まで	70	40	20	-	-
岩槻から白岡菖蒲まで	80	110	70	60	30
岩槻から幸手まで	120	110	110	90	40
岩槻から五霞まで	100	80	80	50	-
岩槻から境古河まで	70	50	40	-	-
岩槻から坂東まで	40	20	-	-	-
岩槻から常総まで	10	-	-	-	-
岩槻からつくば中央まで	30	-	-	-	-
岩槻からつくば牛久まで	50	30	-	-	-
岩槻から牛久阿見まで	80	60	50	10	-
岩槻から阿見東まで	100	90	80	60	-
岩槻から稲敷まで	130	120	120	110	80
岩槻から稲敷東まで	150	150	150	150	150
岩槻から神崎まで	150	150	150	150	150
岩槻から下総まで	150	150	150	150	150
岩槻から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
岩槻から国道296号まで	150	150	150	150	150
岩槻から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
久喜から桶川北本まで	20	-	-	-	-
久喜から桶川加納まで	70	40	20	-	-
久喜から白岡菖蒲まで	80	110	70	60	30
久喜から幸手まで	120	110	110	90	40

東北縦貫自動車道弘前線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
久喜から五霞まで	100	80	80	50	-
久喜から境古河まで	70	50	40	-	-
久喜から坂東まで	40	20	-	-	-
久喜から常総まで	10	-	-	-	-
久喜からつくば中央まで	30	-	-	-	-
久喜からつくば牛久まで	50	30	-	-	-
久喜から牛久阿見まで	80	60	50	10	-
久喜から阿見東まで	100	90	80	60	-
久喜から稲敷まで	130	120	120	110	80
久喜から稲敷東まで	150	150	150	150	150
久喜から神崎まで	150	150	150	150	150
久喜から下総まで	150	150	150	150	150
久喜から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
久喜から国道296号まで	150	150	150	150	150
久喜から松尾横芝まで	150	150	150	150	150

関越自動車道新潟線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
練馬から入間まで	20	10	-	-	-
練馬から狭山日高まで	70	80	30	-	-
練馬から圏央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
練馬から坂戸まで	70	60	90	10	-
練馬から川島まで	90	40	30	-	-
練馬から桶川北本まで	30	10	-	-	-
練馬からつくば中央まで	20	-	-	-	-
練馬からつくば牛久まで	50	20	-	-	-
練馬から牛久阿見まで	70	50	30	-	-
練馬から阿見東まで	90	80	60	30	-
練馬から稲敷まで	130	110	100	90	40
練馬から稲敷東まで	150	150	140	140	140
練馬から神崎まで	150	150	150	150	150
練馬から下総まで	150	150	150	150	150
練馬から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
練馬から国道296号まで	150	150	150	150	150
練馬から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
所沢から入間まで	20	10	-	-	-
所沢から狭山日高まで	70	80	30	-	-
所沢から圏央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
所沢から坂戸まで	70	60	90	10	-
所沢から川島まで	90	40	30	-	-
所沢から桶川北本まで	30	10	-	-	-
所沢からつくば中央まで	20	-	-	-	-
所沢からつくば牛久まで	50	20	-	-	-
所沢から牛久阿見まで	70	50	30	-	-
所沢から阿見東まで	90	80	60	30	-
所沢から稲敷まで	130	110	100	90	40
所沢から稲敷東まで	150	150	140	140	140
所沢から神崎まで	150	150	150	150	150
所沢から下総まで	150	150	150	150	150
所沢から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
所沢から国道296号まで	150	150	150	150	150
所沢から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
三芳スマートから入間まで	20	10	-	-	-
三芳スマートから狭山日高まで	70	80	30	-	-
三芳スマートから圏央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
三芳スマートから坂戸まで	70	60	90	10	-
三芳スマートから川島まで	90	40	30	-	-
三芳スマートから桶川北本まで	30	10	-	-	-
三芳スマートからつくば中央まで	20	-	-	-	-

関越自動車道新潟線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三芳スマートからつくば牛久まで	50	20	-	-	-
三芳スマートから牛久阿見まで	70	50	30	-	-
三芳スマートから阿見東まで	90	80	60	30	-
三芳スマートから稲敷まで	130	110	100	90	40
三芳スマートから稲敷東まで	150	150	140	140	140
三芳スマートから神崎まで	150	150	150	150	150
三芳スマートから下総まで	150	150	150	150	150
三芳スマートから(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
三芳スマートから国道296号まで	150	150	150	150	150
三芳スマートから松尾横芝まで	150	150	150	150	150
川越から入間まで	20	10	-	-	-
川越から狭山日高まで	70	80	30	-	-
川越から圏央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
川越から坂戸まで	70	60	90	10	-
川越から川島まで	90	40	30	-	-
川越から桶川北本まで	30	10	-	-	-
川越からつくば中央まで	20	-	-	-	-
川越からつくば牛久まで	50	20	-	-	-
川越から牛久阿見まで	70	50	30	-	-
川越から阿見東まで	90	80	60	30	-
川越から稲敷まで	130	110	100	90	40
川越から稲敷東まで	150	150	140	140	140
川越から神崎まで	150	150	150	150	150
川越から下総まで	150	150	150	150	150
川越から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
川越から国道296号まで	150	150	150	150	150
川越から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
鶴ヶ島から入間まで	20	10	-	-	-
鶴ヶ島から狭山日高まで	70	80	30	-	-
鶴ヶ島から圏央鶴ヶ島まで	110	120	130	110	80
鶴ヶ島から坂戸まで	70	60	90	10	-
鶴ヶ島から川島まで	90	40	30	-	-
鶴ヶ島から桶川北本まで	30	10	-	-	-
鶴ヶ島からつくば中央まで	20	-	-	-	-
鶴ヶ島からつくば牛久まで	50	20	-	-	-
鶴ヶ島から牛久阿見まで	70	50	30	-	-
鶴ヶ島から阿見東まで	90	80	60	30	-
鶴ヶ島から稲敷まで	130	110	100	90	40
鶴ヶ島から稲敷東まで	150	150	140	140	140
鶴ヶ島から神崎まで	150	150	150	150	150
鶴ヶ島から下総まで	150	150	150	150	150
鶴ヶ島から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
鶴ヶ島から国道296号まで	150	150	150	150	150
鶴ヶ島から松尾横芝まで	150	150	150	150	150

常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷から海老名まで	30	-	-	-	-
三郷から圏央厚木まで	20	-	-	-	-
三郷から厚木PAスマートまで	20	-	-	-	-
三郷から相模原愛川まで	30	-	-	-	-
三郷から相模原まで	20	-	-	-	-
三郷から高尾山まで	20	-	-	-	-
三郷から八王子西まで	30	-	-	-	-
三郷からあきる野まで	30	-	-	-	-
三郷から日の出まで	20	-	-	-	-
三郷から青梅まで	30	-	-	-	-
三郷から入間まで	30	10	-	-	-
三郷から狭山日高まで	40	-	-	-	-

常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷から圏央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-
三郷から坂戸まで	40	10	-	-	-
三郷から川島まで	40	10	-	-	-
三郷から桶川北本まで	40	10	-	-	-
三郷から桶川加納まで	50	10	-	-	-
三郷から白岡菖蒲まで	50	20	-	-	-
三郷から幸手まで	10	-	-	-	-
三郷から境古河まで	30	-	-	-	-
三郷から坂東まで	50	40	20	-	-
三郷から常総まで	100	80	70	30	-
三郷からつくば中央まで	150	140	100	120	120
三郷からつくば牛久まで	140	150	110	130	130
三郷から牛久阿見まで	130	130	80	90	50
三郷から阿見東まで	80	70	50	40	-
三郷から稲敷まで	80	50	30	-	-
三郷から稲敷東まで	30	-	-	-	-
三郷から神崎まで	50	-	-	-	-
三郷から下総まで	10	-	-	-	-
三郷から(主)成田小見川鹿島港線まで	10	-	-	-	-
三郷から国道296号まで	40	-	-	-	-
三郷から松尾横芝まで	80	60	30	-	-
三郷料金所スマートから海老名まで	30	-	-	-	-
三郷料金所スマートから圏央厚木まで	20	-	-	-	-
三郷料金所スマートから厚木PAスマートまで	20	-	-	-	-
三郷料金所スマートから相模原愛川まで	30	-	-	-	-
三郷料金所スマートから相模原まで	20	-	-	-	-
三郷料金所スマートから高尾山まで	20	-	-	-	-
三郷料金所スマートから八王子西まで	30	-	-	-	-
三郷料金所スマートからあきる野まで	30	-	-	-	-
三郷料金所スマートから日の出まで	20	-	-	-	-
三郷料金所スマートから青梅まで	30	-	-	-	-
三郷料金所スマートから入間まで	30	10	-	-	-
三郷料金所スマートから狭山日高まで	40	-	-	-	-
三郷料金所スマートから圏央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-
三郷料金所スマートから坂戸まで	40	10	-	-	-
三郷料金所スマートから川島まで	40	10	-	-	-
三郷料金所スマートから桶川北本まで	40	10	-	-	-
三郷料金所スマートから桶川加納まで	50	10	-	-	-
三郷料金所スマートから白岡菖蒲まで	50	20	-	-	-
三郷料金所スマートから幸手まで	10	-	-	-	-
三郷料金所スマートから境古河まで	30	-	-	-	-
三郷料金所スマートから坂東まで	50	40	20	-	-
三郷料金所スマートから常総まで	100	80	70	30	-
三郷料金所スマートからつくば中央まで	150	140	100	120	120
三郷料金所スマートからつくば牛久まで	140	150	110	130	130
三郷料金所スマートから牛久阿見まで	130	130	80	90	50
三郷料金所スマートから阿見東まで	80	70	50	40	-
三郷料金所スマートから稲敷まで	80	50	30	-	-
三郷料金所スマートから稲敷東まで	30	-	-	-	-
三郷料金所スマートから神崎まで	50	-	-	-	-
三郷料金所スマートから下総まで	10	-	-	-	-
三郷料金所スマートから(主)成田小見川鹿島港線まで	10	-	-	-	-
三郷料金所スマートから国道296号まで	40	-	-	-	-
三郷料金所スマートから松尾横芝まで	80	60	30	-	-
流山から海老名まで	30	-	-	-	-
流山から圏央厚木まで	20	-	-	-	-
流山から厚木PAスマートまで	20	-	-	-	-
流山から相模原愛川まで	30	-	-	-	-
流山から相模原まで	20	-	-	-	-
流山から高尾山まで	20	-	-	-	-

常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
流山から八王子西まで	30	-	-	-	-
流山からあきる野まで	30	-	-	-	-
流山から日の出まで	20	-	-	-	-
流山から青梅まで	30	-	-	-	-
流山から入間まで	30	10	-	-	-
流山から狭山日高まで	40	-	-	-	-
流山から圏央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-
流山から坂戸まで	40	10	-	-	-
流山から川島まで	40	10	-	-	-
流山から桶川北本まで	40	10	-	-	-
流山から桶川加納まで	50	10	-	-	-
流山から白岡菫蒲まで	50	20	-	-	-
流山から幸手まで	10	-	-	-	-
流山から境古河まで	30	-	-	-	-
流山から坂東まで	50	40	20	-	-
流山から常総まで	100	80	70	30	-
流山からつくば中央まで	150	140	100	120	120
流山からつくば牛久まで	140	150	110	130	130
流山から牛久阿見まで	130	130	80	90	50
流山から阿見東まで	80	70	50	40	-
流山から稲敷まで	80	50	30	-	-
流山から稲敷東まで	30	-	-	-	-
流山から神崎まで	50	-	-	-	-
流山から下総まで	10	-	-	-	-
流山から(主)成田小見川鹿島港線まで	10	-	-	-	-
流山から国道296号まで	40	-	-	-	-
流山から松尾横芝まで	80	60	30	-	-
柏から海老名まで	30	-	-	-	-
柏から圏央厚木まで	20	-	-	-	-
柏から厚木PAスマートまで	20	-	-	-	-
柏から相模原愛川まで	30	-	-	-	-
柏から相模原まで	20	-	-	-	-
柏から高尾山まで	20	-	-	-	-
柏から八王子西まで	30	-	-	-	-
柏からあきる野まで	30	-	-	-	-
柏から日の出まで	20	-	-	-	-
柏から青梅まで	30	-	-	-	-
柏から入間まで	30	10	-	-	-
柏から狭山日高まで	40	-	-	-	-
柏から圏央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-
柏から坂戸まで	40	10	-	-	-
柏から川島まで	40	10	-	-	-
柏から桶川北本まで	40	10	-	-	-
柏から桶川加納まで	50	10	-	-	-
柏から白岡菫蒲まで	50	20	-	-	-
柏から幸手まで	10	-	-	-	-
柏から境古河まで	30	-	-	-	-
柏から坂東まで	50	40	20	-	-
柏から常総まで	100	80	70	30	-
柏からつくば中央まで	150	140	100	120	120
柏からつくば牛久まで	140	150	110	130	130
柏から牛久阿見まで	130	130	80	90	50
柏から阿見東まで	80	70	50	40	-
柏から稲敷まで	80	50	30	-	-
柏から稲敷東まで	30	-	-	-	-
柏から神崎まで	50	-	-	-	-
柏から下総まで	10	-	-	-	-
柏から(主)成田小見川鹿島港線まで	10	-	-	-	-
柏から国道296号まで	40	-	-	-	-
柏から松尾横芝まで	80	60	30	-	-
守谷SAスマートからつくば中央まで	30	-	-	-	-
守谷SAスマートからつくば牛久まで	20	-	-	-	-
守谷SAスマートから牛久阿見まで	10	-	-	-	-

常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
谷和原から海老名まで	30	-	-	-	-
谷和原から圏央厚木まで	20	-	-	-	-
谷和原から厚木PAスマートまで	20	-	-	-	-
谷和原から相模原愛川まで	30	-	-	-	-
谷和原から相模原まで	20	-	-	-	-
谷和原から高尾山まで	20	-	-	-	-
谷和原から八王子西まで	30	-	-	-	-
谷和原からあきる野まで	30	-	-	-	-
谷和原から日の出まで	20	-	-	-	-
谷和原から青梅まで	30	-	-	-	-
谷和原から入間まで	30	10	-	-	-
谷和原から狭山日高まで	40	-	-	-	-
谷和原から圏央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-
谷和原から坂戸まで	40	10	-	-	-
谷和原から川島まで	40	10	-	-	-
谷和原から桶川北本まで	40	10	-	-	-
谷和原から桶川加納まで	50	10	-	-	-
谷和原から白岡菖蒲まで	50	20	-	-	-
谷和原から幸手まで	10	-	-	-	-
谷和原から境古河まで	30	-	-	-	-
谷和原から坂東まで	50	40	20	-	-
谷和原から常総まで	100	80	70	30	-
谷和原からつくば中央まで	150	140	100	120	120
谷和原からつくば牛久まで	140	150	110	130	130
谷和原から牛久阿見まで	130	130	80	90	50
谷和原から阿見東まで	80	70	50	40	-
谷和原から稲敷まで	80	50	30	-	-
谷和原から稲敷東まで	30	-	-	-	-
谷和原から神崎まで	50	-	-	-	-
谷和原から下総まで	10	-	-	-	-
谷和原から(主)成田小見川鹿島港線まで	10	-	-	-	-
谷和原から国道296号まで	40	-	-	-	-
谷和原から松尾横芝まで	80	60	30	-	-
つくばみらいスマートからつくば中央まで	50	10	-	-	-
つくばみらいスマートからつくば牛久まで	40	20	-	-	-
つくばみらいスマートから牛久阿見まで	30	-	-	-	-
谷田部から海老名まで	30	-	-	-	-
谷田部から圏央厚木まで	20	-	-	-	-
谷田部から厚木PAスマートまで	20	-	-	-	-
谷田部から相模原愛川まで	30	-	-	-	-
谷田部から相模原まで	20	-	-	-	-
谷田部から高尾山まで	20	-	-	-	-
谷田部から八王子西まで	30	-	-	-	-
谷田部からあきる野まで	30	-	-	-	-
谷田部から日の出まで	20	-	-	-	-
谷田部から青梅まで	30	-	-	-	-
谷田部から入間まで	30	10	-	-	-
谷田部から狭山日高まで	40	-	-	-	-
谷田部から圏央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-
谷田部から坂戸まで	40	10	-	-	-
谷田部から川島まで	40	10	-	-	-
谷田部から桶川北本まで	40	10	-	-	-
谷田部から桶川加納まで	50	10	-	-	-
谷田部から白岡菖蒲まで	50	20	-	-	-
谷田部から幸手まで	10	-	-	-	-
谷田部から境古河まで	30	-	-	-	-
谷田部から坂東まで	50	40	20	-	-
谷田部から常総まで	100	80	70	30	-
谷田部からつくば中央まで	150	140	100	120	120
谷田部からつくば牛久まで	140	150	110	130	130
谷田部から牛久阿見まで	130	130	80	90	50
谷田部から阿見東まで	80	70	50	40	-
谷田部から稲敷まで	80	50	30	-	-
谷田部から稲敷東まで	30	-	-	-	-
谷田部から神崎まで	50	-	-	-	-

常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
谷田部から下総まで	10	-	-	-	-
谷田部から(主)成田小見川鹿島港線まで	10	-	-	-	-
谷田部から国道296号まで	40	-	-	-	-
谷田部から松尾横芝まで	80	60	30	-	-
桜土浦から海老名まで	30	-	-	-	-
桜土浦から圏央厚木まで	20	-	-	-	-
桜土浦から厚木PAスマートまで	20	-	-	-	-
桜土浦から相模原愛川まで	30	-	-	-	-
桜土浦から相模原まで	20	-	-	-	-
桜土浦から高尾山まで	20	-	-	-	-
桜土浦から八王子西まで	30	-	-	-	-
桜土浦からあきる野まで	30	-	-	-	-
桜土浦から日の出まで	20	-	-	-	-
桜土浦から青梅まで	30	-	-	-	-
桜土浦から入間まで	30	10	-	-	-
桜土浦から狭山日高まで	40	-	-	-	-
桜土浦から圏央鶴ヶ島まで	30	10	-	-	-
桜土浦から坂戸まで	40	10	-	-	-
桜土浦から川島まで	40	10	-	-	-
桜土浦から桶川北本まで	40	10	-	-	-
桜土浦から桶川加納まで	50	10	-	-	-
桜土浦から白岡菖蒲まで	50	20	-	-	-
桜土浦から幸手まで	10	-	-	-	-
桜土浦から境古河まで	30	-	-	-	-
桜土浦から坂東まで	50	40	20	-	-
桜土浦から常総まで	100	80	70	30	-
桜土浦からつくば中央まで	150	140	100	120	120
桜土浦からつくば牛久まで	140	150	110	130	130
桜土浦から牛久阿見まで	130	130	80	90	50
桜土浦から阿見東まで	80	70	50	40	-
桜土浦から稲敷まで	80	50	30	-	-
桜土浦から稲敷東まで	30	-	-	-	-
桜土浦から神崎まで	50	-	-	-	-
桜土浦から下総まで	10	-	-	-	-
桜土浦から(主)成田小見川鹿島港線まで	10	-	-	-	-
桜土浦から国道296号まで	40	-	-	-	-
桜土浦から松尾横芝まで	80	60	30	-	-

東関東自動車道水戸線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
湾岸市川から寒川南まで	90	80	70	60	-
湾岸市川から寒川北まで	120	140	110	90	90
湾岸市川から海老名まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
湾岸市川から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から相模原まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から高尾山まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から八王子西まで	150	150	150	150	150
湾岸市川からあきる野まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から日の出まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から青梅まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から入間まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から狭山日高まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から圏央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から坂戸まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から川島まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から桶川北本まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から桶川加納まで	150	150	150	150	150

東関東自動車道水戸線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から幸手まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から五霞まで	150	150	150	150	150
湾岸市川から境古河まで	130	130	130	120	100
湾岸市川から坂東まで	100	80	70	40	-
湾岸市川から常総まで	50	30	10	-	-
湾岸市川からつくば中央まで	10	-	-	-	-
湾岸市川から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
湾岸市川から阿見東まで	50	20	-	-	-
湾岸市川から稲敷まで	70	50	40	-	-
湾岸市川から稲敷東まで	90	80	70	30	-
湾岸市川から神崎まで	120	100	90	70	20
湾岸市川から下総まで	130	120	120	100	70
湾岸市川から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	130	130	120	110
湾岸市川から国道296号まで	110	110	100	80	30
湾岸市川から松尾横芝まで	80	60	40	-	-
湾岸千葉から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
湾岸千葉から寒川南まで	90	80	70	60	-
湾岸千葉から寒川北まで	120	140	110	90	90
湾岸千葉から海老名まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から相模原まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から高尾山まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から八王子西まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉からあきる野まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から日の出まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から青梅まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から入間まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から狭山日高まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から圏央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から坂戸まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から川島まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から桶川北本まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から桶川加納まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から幸手まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から五霞まで	150	150	150	150	150
湾岸千葉から境古河まで	130	130	130	120	100
湾岸千葉から坂東まで	100	80	70	40	-
湾岸千葉から常総まで	50	30	10	-	-
湾岸千葉からつくば中央まで	10	-	-	-	-
湾岸千葉から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
湾岸千葉から阿見東まで	50	20	-	-	-
湾岸千葉から稲敷まで	70	50	40	-	-
湾岸千葉から稲敷東まで	90	80	70	30	-
湾岸千葉から神崎まで	120	100	90	70	20
湾岸千葉から下総まで	130	120	120	100	70
湾岸千葉から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	130	130	120	110
湾岸千葉から国道296号まで	110	110	100	80	30
湾岸千葉から松尾横芝まで	80	60	40	-	-
千葉北から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
千葉北から寒川南まで	90	80	70	60	-
千葉北から寒川北まで	120	140	110	90	90
千葉北から海老名まで	150	150	150	150	150
千葉北から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
千葉北から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
千葉北から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
千葉北から相模原まで	150	150	150	150	150
千葉北から高尾山まで	150	150	150	150	150

東関東自動車道水戸線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千葉北から八王子西まで	150	150	150	150	150
千葉北からあきる野まで	150	150	150	150	150
千葉北から日の出まで	150	150	150	150	150
千葉北から青梅まで	150	150	150	150	150
千葉北から入間まで	150	150	150	150	150
千葉北から狭山日高まで	150	150	150	150	150
千葉北から圏央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
千葉北から坂戸まで	150	150	150	150	150
千葉北から川島まで	150	150	150	150	150
千葉北から桶川北本まで	150	150	150	150	150
千葉北から桶川加納まで	150	150	150	150	150
千葉北から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
千葉北から幸手まで	150	150	150	150	150
千葉北から五霞まで	150	150	150	150	150
千葉北から境古河まで	130	130	130	120	100
千葉北から坂東まで	100	80	70	40	-
千葉北から常総まで	50	30	10	-	-
千葉北からつくば中央まで	10	-	-	-	-
千葉北から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
千葉北から阿見東まで	50	20	-	-	-
千葉北から稲敷まで	70	50	40	-	-
千葉北から稲敷東まで	90	80	70	30	-
千葉北から神崎まで	120	100	90	70	20
千葉北から下総まで	130	120	120	100	70
千葉北から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	130	130	120	110
千葉北から国道296号まで	110	110	100	80	30
千葉北から松尾横芝まで	80	60	40	-	-
四街道から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
四街道から寒川南まで	90	80	70	60	-
四街道から寒川北まで	120	140	110	90	90
四街道から海老名まで	150	150	150	150	150
四街道から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
四街道から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
四街道から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
四街道から相模原まで	150	150	150	150	150
四街道から高尾山まで	150	150	150	150	150
四街道から八王子西まで	150	150	150	150	150
四街道からあきる野まで	150	150	150	150	150
四街道から日の出まで	150	150	150	150	150
四街道から青梅まで	150	150	150	150	150
四街道から入間まで	150	150	150	150	150
四街道から狭山日高まで	150	150	150	150	150
四街道から圏央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
四街道から坂戸まで	150	150	150	150	150
四街道から川島まで	150	150	150	150	150
四街道から桶川北本まで	150	150	150	150	150
四街道から桶川加納まで	150	150	150	150	150
四街道から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
四街道から幸手まで	150	150	150	150	150
四街道から五霞まで	150	150	150	150	150
四街道から境古河まで	130	130	130	120	100
四街道から坂東まで	100	80	70	40	-
四街道から常総まで	50	30	10	-	-
四街道からつくば中央まで	10	-	-	-	-
四街道から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
四街道から阿見東まで	50	20	-	-	-
四街道から稲敷まで	70	50	40	-	-
四街道から稲敷東まで	90	80	70	30	-
四街道から神崎まで	120	100	90	70	20
四街道から下総まで	130	120	120	100	70
四街道から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	130	130	120	110

東関東自動車道水戸線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
四街道から国道296号まで	110	110	100	80	30
四街道から松尾横芝まで	80	60	40	-	-
佐倉から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
佐倉から寒川南まで	90	80	70	60	-
佐倉から寒川北まで	120	140	110	90	90
佐倉から海老名まで	150	150	150	150	150
佐倉から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
佐倉から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
佐倉から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
佐倉から相模原まで	150	150	150	150	150
佐倉から高尾山まで	150	150	150	150	150
佐倉から八王子西まで	150	150	150	150	150
佐倉からあきる野まで	150	150	150	150	150
佐倉から日の出まで	150	150	150	150	150
佐倉から青梅まで	150	150	150	150	150
佐倉から入間まで	150	150	150	150	150
佐倉から狭山日高まで	150	150	150	150	150
佐倉から圏央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
佐倉から坂戸まで	150	150	150	150	150
佐倉から川島まで	150	150	150	150	150
佐倉から桶川北本まで	150	150	150	150	150
佐倉から桶川加納まで	150	150	150	150	150
佐倉から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
佐倉から幸手まで	150	150	150	150	150
佐倉から五霞まで	150	150	150	150	150
佐倉から境古河まで	130	130	130	120	100
佐倉から坂東まで	100	80	70	40	-
佐倉から常総まで	50	30	10	-	-
佐倉からつくば中央まで	10	-	-	-	-
佐倉から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
佐倉から阿見東まで	50	20	-	-	-
佐倉から稲敷まで	70	50	40	-	-
佐倉から稲敷東まで	90	80	70	30	-
佐倉から神崎まで	120	100	90	70	20
佐倉から下総まで	130	120	120	100	70
佐倉から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	130	130	120	110
佐倉から国道296号まで	110	110	100	80	30
佐倉から松尾横芝まで	80	60	40	-	-
酒々井から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
酒々井から寒川南まで	90	80	70	60	-
酒々井から寒川北まで	120	140	110	90	90
酒々井から海老名まで	150	150	150	150	150
酒々井から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
酒々井から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
酒々井から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
酒々井から相模原まで	150	150	150	150	150
酒々井から高尾山まで	150	150	150	150	150
酒々井から八王子西まで	150	150	150	150	150
酒々井からあきる野まで	150	150	150	150	150
酒々井から日の出まで	150	150	150	150	150
酒々井から青梅まで	150	150	150	150	150
酒々井から入間まで	150	150	150	150	150
酒々井から狭山日高まで	150	150	150	150	150
酒々井から圏央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
酒々井から坂戸まで	150	150	150	150	150
酒々井から川島まで	150	150	150	150	150
酒々井から桶川北本まで	150	150	150	150	150
酒々井から桶川加納まで	150	150	150	150	150
酒々井から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
酒々井から幸手まで	150	150	150	150	150
酒々井から五霞まで	150	150	150	150	150

東関東自動車道水戸線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
酒々井から境古河まで	130	130	130	120	100
酒々井から坂東まで	100	80	70	40	-
酒々井から常総まで	50	30	10	-	-
酒々井からつくば中央まで	10	-	-	-	-
酒々井から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
酒々井から阿見東まで	50	20	-	-	-
酒々井から稲敷まで	70	50	40	-	-
酒々井から稲敷東まで	90	80	70	30	-
酒々井から神崎まで	120	100	90	70	20
酒々井から下総まで	130	120	120	100	70
酒々井から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	130	130	120	110
酒々井から国道296号まで	110	110	100	80	30
酒々井から松尾横芝まで	80	60	40	-	-
富里から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
富里から寒川南まで	90	80	70	60	-
富里から寒川北まで	120	140	110	90	90
富里から海老名まで	150	150	150	150	150
富里から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
富里から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
富里から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
富里から相模原まで	150	150	150	150	150
富里から高尾山まで	150	150	150	150	150
富里から八王子西まで	150	150	150	150	150
富里からあきる野まで	150	150	150	150	150
富里から日の出まで	150	150	150	150	150
富里から青梅まで	150	150	150	150	150
富里から入間まで	150	150	150	150	150
富里から狭山日高まで	150	150	150	150	150
富里から圏央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
富里から坂戸まで	150	150	150	150	150
富里から川島まで	150	150	150	150	150
富里から桶川北本まで	150	150	150	150	150
富里から桶川加納まで	150	150	150	150	150
富里から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
富里から幸手まで	150	150	150	150	150
富里から五霞まで	150	150	150	150	150
富里から境古河まで	130	130	130	120	100
富里から坂東まで	100	80	70	40	-
富里から常総まで	50	30	10	-	-
富里からつくば中央まで	10	-	-	-	-
富里から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
富里から阿見東まで	50	20	-	-	-
富里から稲敷まで	70	50	40	-	-
富里から稲敷東まで	90	80	70	30	-
富里から神崎まで	120	100	90	70	20
富里から下総まで	130	120	120	100	70
富里から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	130	130	120	110
富里から国道296号まで	110	110	100	80	30
富里から松尾横芝まで	80	60	40	-	-
成田から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
成田から寒川南まで	90	80	70	60	-
成田から寒川北まで	120	140	110	90	90
成田から海老名まで	150	150	150	150	150
成田から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
成田から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
成田から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
成田から相模原まで	150	150	150	150	150
成田から高尾山まで	150	150	150	150	150
成田から八王子西まで	150	150	150	150	150
成田からあきる野まで	150	150	150	150	150
成田から日の出まで	150	150	150	150	150

東関東自動車道水戸線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
成田から青梅まで	150	150	150	150	150
成田から入間まで	150	150	150	150	150
成田から狭山日高まで	150	150	150	150	150
成田から圏央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
成田から坂戸まで	150	150	150	150	150
成田から川島まで	150	150	150	150	150
成田から桶川北本まで	150	150	150	150	150
成田から桶川加納まで	150	150	150	150	150
成田から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
成田から幸手まで	150	150	150	150	150
成田から五霞まで	150	150	150	150	150
成田から境古河まで	130	130	130	120	100
成田から坂東まで	100	80	70	40	-
成田から常総まで	50	30	10	-	-
成田からつくば中央まで	10	-	-	-	-
成田から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
成田から阿見東まで	50	20	-	-	-
成田から稲敷まで	70	50	40	-	-
成田から稲敷東まで	90	80	70	30	-
成田から神崎まで	120	100	90	70	20
成田から下総まで	130	120	120	100	70
成田から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	130	130	120	110
成田から国道296号まで	110	110	100	80	30
成田から松尾横芝まで	80	60	40	-	-
大栄から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
大栄から寒川南まで	90	80	70	60	-
大栄から寒川北まで	120	140	110	90	90
大栄から海老名まで	150	150	150	150	150
大栄から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
大栄から厚木PAスマートまで	150	150	150	150	150
大栄から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
大栄から相模原まで	150	150	150	150	150
大栄から高尾山まで	150	150	150	150	150
大栄から八王子西まで	150	150	150	150	150
大栄からあきる野まで	150	150	150	150	150
大栄から日の出まで	150	150	150	150	150
大栄から青梅まで	150	150	150	150	150
大栄から入間まで	150	150	150	150	150
大栄から狭山日高まで	150	150	150	150	150
大栄から圏央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
大栄から坂戸まで	150	150	150	150	150
大栄から川島まで	150	150	150	150	150
大栄から桶川北本まで	150	150	150	150	150
大栄から桶川加納まで	150	150	150	150	150
大栄から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
大栄から幸手まで	150	150	150	150	150
大栄から五霞まで	150	150	150	150	150
大栄から境古河まで	130	130	130	120	100
大栄から坂東まで	100	80	70	40	-
大栄から常総まで	50	30	10	-	-
大栄からつくば中央まで	10	-	-	-	-
大栄から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
大栄から阿見東まで	50	20	-	-	-
大栄から稲敷まで	70	50	40	-	-
大栄から稲敷東まで	90	80	70	30	-
大栄から神崎まで	120	100	90	70	20
大栄から下総まで	130	120	120	100	70
大栄から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	130	130	120	110
大栄から国道296号まで	110	110	100	80	30
大栄から松尾横芝まで	80	60	40	-	-

成田国際空港線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新空港から茅ヶ崎西まで	40	-	-	-	-
新空港から寒川南まで	90	80	70	60	-
新空港から寒川北まで	120	140	110	90	90
新空港から海老名まで	150	150	150	150	150
新空港から圏央厚木まで	150	150	150	150	150
新空港から厚木P Aスマートまで	150	150	150	150	150
新空港から相模原愛川まで	150	150	150	150	150
新空港から相模原まで	150	150	150	150	150
新空港から高尾山まで	150	150	150	150	150
新空港から八王子西まで	150	150	150	150	150
新空港からあきる野まで	150	150	150	150	150
新空港から日の出まで	150	150	150	150	150
新空港から青梅まで	150	150	150	150	150
新空港から入間まで	150	150	150	150	150
新空港から狭山日高まで	150	150	150	150	150
新空港から圏央鶴ヶ島まで	150	150	150	150	150
新空港から坂戸まで	150	150	150	150	150
新空港から川島まで	150	150	150	150	150
新空港から桶川北本まで	150	150	150	150	150
新空港から桶川加納まで	150	150	150	150	150
新空港から白岡菖蒲まで	150	150	150	150	150
新空港から幸手まで	150	150	150	150	150
新空港から五霞まで	150	150	150	150	150
新空港から境古河まで	130	130	130	120	100
新空港から坂東まで	100	80	70	40	-
新空港から常総まで	50	30	10	-	-
新空港からつくば中央まで	10	-	-	-	-
新空港から牛久阿見まで	20	-	-	-	-
新空港から阿見東まで	50	20	-	-	-
新空港から稲敷まで	70	50	40	-	-
新空港から稲敷東まで	90	80	70	30	-
新空港から神崎まで	120	100	90	70	20
新空港から下総まで	130	120	120	100	70
新空港から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	130	130	120	110
新空港から国道296号まで	110	110	100	80	30
新空港から松尾横芝まで	80	60	40	-	-

中央自動車道富士吉田線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高井戸から日の出まで	190	160	120	90	-
高井戸から青梅まで	100	80	-	-	-
高井戸から入間まで	70	20	-	-	-
高井戸から狭山日高まで	10	-	-	-	-
高井戸から境古河まで	30	-	-	-	-
高井戸から坂東まで	70	10	-	-	-
高井戸から常総まで	110	60	10	-	-
高井戸からつくば中央まで	160	120	90	10	-
高井戸からつくば牛久まで	180	150	130	60	-
高井戸から牛久阿見まで	210	190	160	110	90
高井戸から阿見東まで	230	220	210	170	100
高井戸から稲敷まで	260	260	250	220	230
高井戸から稲敷東まで	290	290	290	270	300
高井戸から神崎まで	300	300	300	300	300
高井戸から下総まで	300	300	300	300	300
高井戸から(主)成田小見川鹿島港線まで	300	300	300	300	300
高井戸から国道296号まで	300	300	300	300	300
高井戸から松尾横芝まで	300	300	300	300	300
調布から日の出まで	140	120	90	10	-
調布から青梅まで	50	40	-	-	-
調布から入間まで	20	-	-	-	-
調布から坂東まで	20	-	-	-	-

中央自動車道富士吉田線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調布から常総まで	60	20	-	-	-
調布からつくば中央まで	110	80	60	-	-
調布からつくば牛久まで	130	110	100	-	-
調布から牛久阿見まで	160	150	130	30	-
調布から阿見東まで	180	180	180	90	-
調布から稲敷まで	210	220	220	140	120
調布から稲敷東まで	240	250	260	190	190
調布から神崎まで	250	260	270	220	190
調布から下総まで	250	260	270	220	190
調布から(主)成田小見川鹿島港線まで	250	260	270	220	190
調布から国道296号まで	250	260	270	220	190
調布から松尾横芝まで	250	260	270	220	190
府中スマートから日の出まで	50	10	-	-	-
府中スマートからつくば中央まで	20	-	-	-	-
府中スマートからつくば牛久まで	40	-	-	-	-
府中スマートから牛久阿見まで	70	40	-	-	-
府中スマートから阿見東まで	90	70	50	10	-
府中スマートから稲敷まで	120	110	90	60	70
府中スマートから稲敷東まで	150	140	130	110	140
府中スマートから神崎まで	160	150	140	140	140
府中スマートから下総まで	160	150	140	140	140
府中スマートから(主)成田小見川鹿島港線まで	160	150	140	140	140
府中スマートから国道296号まで	160	150	140	140	140
府中スマートから松尾横芝まで	160	150	140	140	140
国立府中から日の出まで	20	-	-	-	-
国立府中からつくば牛久まで	10	-	-	-	-
国立府中から牛久阿見まで	40	30	-	-	-
国立府中から阿見東まで	60	60	40	10	-
国立府中から稲敷まで	90	100	80	60	70
国立府中から稲敷東まで	120	130	120	110	140
国立府中から神崎まで	130	140	130	140	140
国立府中から下総まで	130	140	130	140	140
国立府中から(主)成田小見川鹿島港線まで	130	140	130	140	140
国立府中から国道296号まで	130	140	130	140	140
国立府中から松尾横芝まで	130	140	130	140	140
八王子から日の出まで	190	160	120	90	-
八王子から青梅まで	100	80	-	-	-
八王子から入間まで	70	20	-	-	-
八王子から狭山日高まで	10	-	-	-	-
八王子から境古河まで	30	-	-	-	-
八王子から坂東まで	70	10	-	-	-
八王子から常総まで	110	60	10	-	-
八王子からつくば中央まで	160	120	90	10	-
八王子からつくば牛久まで	180	150	130	60	-
八王子から牛久阿見まで	210	190	160	110	90
八王子から阿見東まで	230	220	210	170	100
八王子から稲敷まで	260	260	250	220	230
八王子から稲敷東まで	290	290	290	270	300
八王子から神崎まで	300	300	300	300	300
八王子から下総まで	300	300	300	300	300
八王子から(主)成田小見川鹿島港線まで	300	300	300	300	300
八王子から国道296号まで	300	300	300	300	300
八王子から松尾横芝まで	300	300	300	300	300
元八王子から日の出まで	40	10	-	-	-
元八王子からつくば中央まで	10	-	-	-	-
元八王子からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
元八王子から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
元八王子から阿見東まで	80	70	60	20	-
元八王子から稲敷まで	110	110	100	70	80
元八王子から稲敷東まで	140	140	140	120	150
元八王子から神崎まで	150	150	150	150	150

中央自動車道富士吉田線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
元八王子から下総まで	150	150	150	150	150
元八王子から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
元八王子から国道296号まで	150	150	150	150	150
元八王子から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
相模湖から目の出まで	40	10	-	-	-
相模湖からつくば中央まで	10	-	-	-	-
相模湖からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
相模湖から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
相模湖から阿見東まで	80	70	60	20	-
相模湖から稲敷まで	110	110	100	70	80
相模湖から稲敷東まで	140	140	140	120	150
相模湖から神崎まで	150	150	150	150	150
相模湖から下総まで	150	150	150	150	150
相模湖から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
相模湖から国道296号まで	150	150	150	150	150
相模湖から松尾横芝まで	150	150	150	150	150

第一東海自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東京からつくば中央まで	10	-	-	-	-
東京からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
東京から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
東京から阿見東まで	80	60	50	10	10
東京から稲敷まで	110	100	90	60	40
東京から稲敷東まで	140	140	130	120	150
東京から神崎まで	150	150	150	150	150
東京から下総まで	150	150	150	150	150
東京から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
東京から国道296号まで	150	150	150	150	150
東京から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
東名ジャンクションからつくば中央まで	10	-	-	-	-
東名ジャンクションからつくば牛久まで	30	-	-	-	-
東名ジャンクションから牛久阿見まで	60	40	10	-	-
東名ジャンクションから阿見東まで	80	60	50	10	10
東名ジャンクションから稲敷まで	110	100	90	60	40
東名ジャンクションから稲敷東まで	140	140	130	120	150
東名ジャンクションから神崎まで	150	150	150	150	150
東名ジャンクションから下総まで	150	150	150	150	150
東名ジャンクションから(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
東名ジャンクションから国道296号まで	150	150	150	150	150
東名ジャンクションから松尾横芝まで	150	150	150	150	150
東名川崎からつくば中央まで	10	-	-	-	-
東名川崎からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
東名川崎から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
東名川崎から阿見東まで	80	60	50	10	10
東名川崎から稲敷まで	110	100	90	60	40
東名川崎から稲敷東まで	140	140	130	120	150
東名川崎から神崎まで	150	150	150	150	150
東名川崎から下総まで	150	150	150	150	150
東名川崎から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
東名川崎から国道296号まで	150	150	150	150	150
東名川崎から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
横浜青葉からつくば中央まで	10	-	-	-	-
横浜青葉からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
横浜青葉から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
横浜青葉から阿見東まで	80	60	50	10	10
横浜青葉から稲敷まで	110	100	90	60	40
横浜青葉から稲敷東まで	140	140	130	120	150
横浜青葉から神崎まで	150	150	150	150	150
横浜青葉から下総まで	150	150	150	150	150

第一東海自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
横浜青葉から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
横浜青葉から国道296号まで	150	150	150	150	150
横浜青葉から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
横浜町田からつくば中央まで	10	-	-	-	-
横浜町田からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
横浜町田から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
横浜町田から阿見東まで	80	60	50	10	10
横浜町田から稲敷まで	110	100	90	60	40
横浜町田から稲敷東まで	140	140	130	120	150
横浜町田から神崎まで	150	150	150	150	150
横浜町田から下総まで	150	150	150	150	150
横浜町田から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
横浜町田から国道296号まで	150	150	150	150	150
横浜町田から松尾横芝まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートからつくば中央まで	10	-	-	-	-
綾瀬スマートからつくば牛久まで	30	-	-	-	-
綾瀬スマートから牛久阿見まで	60	40	10	-	-
綾瀬スマートから阿見東まで	80	60	50	10	10
綾瀬スマートから稲敷まで	110	100	90	60	40
綾瀬スマートから稲敷東まで	140	140	130	120	150
綾瀬スマートから神崎まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートから下総まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートから(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートから国道296号まで	150	150	150	150	150
綾瀬スマートから松尾横芝まで	150	150	150	150	150
厚木からつくば中央まで	10	-	-	-	-
厚木からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
厚木から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
厚木から阿見東まで	80	60	50	10	10
厚木から稲敷まで	110	100	90	60	40
厚木から稲敷東まで	140	140	130	120	150
厚木から神崎まで	150	150	150	150	150
厚木から下総まで	150	150	150	150	150
厚木から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
厚木から国道296号まで	150	150	150	150	150
厚木から松尾横芝まで	150	150	150	150	150

第二東海自動車道横浜名古屋線と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
厚木南からつくば中央まで	10	-	-	-	-
厚木南からつくば牛久まで	30	-	-	-	-
厚木南から牛久阿見まで	60	40	10	-	-
厚木南から阿見東まで	80	60	50	10	10
厚木南から稲敷まで	110	100	90	60	40
厚木南から稲敷東まで	140	140	130	120	150
厚木南から神崎まで	150	150	150	150	150
厚木南から下総まで	150	150	150	150	150
厚木南から(主)成田小見川鹿島港線まで	150	150	150	150	150
厚木南から国道296号まで	150	150	150	150	150
厚木南から松尾横芝まで	150	150	150	150	150

首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
茅ヶ崎西から稲敷東まで	30	-	-	-	-
茅ヶ崎西から神崎まで	40	-	-	-	-
茅ヶ崎西から下総まで	40	-	-	-	-
茅ヶ崎西から(主)成田小見川鹿島港線まで	40	-	-	-	-
茅ヶ崎西から国道296号まで	40	-	-	-	-
茅ヶ崎西から松尾横芝まで	40	-	-	-	-

首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

(A) インターチェンジ相互間	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
寒川南から阿見東まで	20	-	-	-	-
寒川南から稲敷まで	50	30	10	-	-
寒川南から稲敷東まで	80	70	50	30	-
寒川南から神崎まで	90	80	70	60	-
寒川南から下総まで	90	80	70	60	-
寒川南から(主)成田小見川鹿島港線まで	90	80	70	60	-
寒川南から国道296号まで	90	80	70	60	-
寒川南から松尾横芝まで	90	80	70	60	-
寒川北から牛久阿見まで	30	30	-	-	-
寒川北から阿見東まで	50	50	10	-	-
寒川北から稲敷まで	80	90	50	-	-
寒川北から稲敷東まで	110	130	90	60	90
寒川北から神崎まで	120	140	110	90	90
寒川北から下総まで	120	140	110	90	90
寒川北から(主)成田小見川鹿島港線まで	120	140	110	90	90
寒川北から国道296号まで	120	140	110	90	90
寒川北から松尾横芝まで	120	140	110	90	90

ハ 適用する期間

平成28年4月1日から東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑫ ETC 2.0割引

イ 割引をする自動車

ETC 2.0車。

ロ 割引額

(イ) 首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）における割引額（単位：円）は次表のとおりとし、当該道路の通行料金に適用する。

軽自動車等

				戸塚
			藤沢	40
		栄	30	10
	公田	20	50	20
釜利谷ジャンクション	10	30	60	40

普通車

				戸塚
			藤沢	50
		栄	40	10
	公田	20	60	30
釜利谷ジャンクション	20	40	80	50

中型車

				戸塚
			藤沢	60
		栄	50	20
	公田	20	60	30
釜利谷ジャンクション	20	40	90	50

大型車

				戸塚
			藤沢	90
		栄	70	20
	公田	30	100	50
釜利谷ジャンクション	30	60	120	80

特大車

				戸塚
			藤沢	140
		栄	110	30
	公田	50	150	80
釜利谷ジャンクション	50	90	210	130

ただし、藤沢インターチェンジにおいて中日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号（新湘南バイパス）と連続して通行する場合の割引額（単位：円）は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	60	40	30	—	40

普通車

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	70	60	40	—	60

中型車

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	90	70	40	—	60

大型車

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	120	90	60	—	80

特大車

	釜利谷ジャンクション	公田	栄	藤沢	戸塚
藤沢	210	160	110	—	140

(ロ) 首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）における割引額（単位：円）は次表のとおりとし、当該道路の通行料金に適用する。

⑬障害者割引

イ 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は東日本高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

- （イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
- （ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、東日本高速道路株式会社が別に定めるものについては、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑭乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。た

だし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑮乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために横浜横須賀道路のうち馬堀海岸インターチェンジから狩場インターチェンジまでの区間及び釜利谷ジャンクションから並木インターチェンジまでの区間の各インターチェンジ相互間を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑯二輪車定率割引

イ 割引をする自動車

ハに定める期間のうち休日（ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）の1日間に、対距離制区間、均一料金制区間、区間料金制区間及び一般有料道路を、ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車のうち、軽自動車等（ただし、別添1-1若しくは別添1-2に掲げる自動車の種類がイ（ただし、二輪自動車に限る。）又はハで、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

ただし、本割引の適用は、各インターチェンジ相互間の1回の通行のキロ程が80キロメートルを超える場合に限るものとし、各インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3、別添5及び別添8のキロ程により算出するものとする。インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合のキロ程は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程を適用する。

なお、次表に掲げる場合（二以上の場合に該当するときを含む。）は、それぞれの通行に係るキロ程を合算して算出する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間、区間料金制区間並びに横浜新道、横浜横須賀道路及び第三京浜道路を除く一般有料道路を含む場合。

東北縦貫自動車道弘前線と米沢南陽道路を東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション接続部と米沢南陽道路の米沢北インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

ロ 割引率等

割引率は37.5パーセントとし、対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間及び一般有料道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間及び一般有料道路の別（ただし、対距離制区間及び一般有料道路を連続して通行する場合は、甲インターチェンジと乙インターチェンジのインターチェンジ相互間の料金の額。）により算出し、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

また、1.（1）④に定める料金算定の特例を適用する場合は、料金算定の特例を適用した額に本割引を適用する。

ハ 実施する期間

令和7年4月5日から同年11月30日まで（ただし、北海道縦貫自動車道函館名寄線、北海道横断自動車道黒松内釧路線、北海道横断自動車道黒松内北見線、深川・留萌自動車道及び日高自動車道を通行する場合、令和7年4月5日から同年10月26日まで。）。

⑰深夜割引（マイレージ登録）

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間（以下「深夜割引時間帯」という。）に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）を通行する自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行経路に基づく距離（以下「走行距離」という。）及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（率を算出するための距離は、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程、別添5に定める一般有料道路等のキロ程（ただし、京葉道路を除く。）、別添8に定める二輪車定率割引で用いるキロ程（ただし、京葉道路を除く。）及び東日本高速道路株式会社が別に定めるキロ程（以下「深夜割引キロ程」という。）を用いるものとする。以下⑱から⑳まで同じ。ただし、北海道縦貫自動車道函館名寄線のうち札幌南インターチェンジから札幌インターチェンジまでの区間、北海道横断自動車道黒松内釧路線の余市インターチェンジから札幌ジャンクションまでの区間、東北横断自動車道酒田線の湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間及び東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間並びに北海道横断自動車道黒松内釧路線の池田インターチェンジから本別インターチェンジまでの区間、北海道横断自動車道黒松内北見線の池田インターチェンジから足寄インターチェンジまでの区間、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから浦和インターチェンジまでの区間、常磐自動車道の三郷インターチェンジから三郷料金所スマートインターチェンジまでの区間、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジから湾岸習志野インターチェンジまでの区間及び成田国際空港線の成田スマートインターチェンジから新空港インターチェンジまでの区間の各インターチェンジ相互間（以下「距離対象外区間」という。）は70パーセントとする。）を対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間、別添6のうちC（首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）に限る。）及びDに掲げる高速道路又は別添6のうちA、B及びC（東埼玉道路に限る。）に掲げる高速道路（以下「深夜割引道路区分」という。）の別に乗じて算出した額（それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「深夜割引後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、10円を下限とする。）を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$$100 - (L1 \div L2 \times W) \text{ (単位：パーセント)}$$

（注）上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（深夜割引時間帯毎の走行距離は、東日本高速道路株式会社が深夜割引キロ程に記載するインターチェンジ等を通過した記録等を用いて深夜割引時

間帯に走行したものと推計した距離とする。ただし、大型車及び特大車（別添1-1に掲げる自動車の種類がル及びタを除く。）（以下「大型貨物自動車等」という。）は走行1時間あたり90キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等）」という。）、大型貨物自動車等以外の自動車は走行1時間あたり105キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等以外）」という。）とし、深夜割引時間帯の走行時間が4時間を超える場合は、大型貨物自動車等は上限距離（大型貨物等）360キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等）から45キロメートルを、大型貨物自動車等以外の自動車は上限距離（大型貨物等以外）420キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等以外）から52.5キロメートルを深夜割引時間帯毎に減じるものとする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑱深夜割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

⑳イに掲げる自動車のうち、深夜割引時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）を通行する自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（ただし、距離対象外区間は70パーセントとする。）を深夜割引道路区分の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。（ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。）

$100 - (L1 \div L2 \times W)$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑲深夜割引（マイレージ登録）経過措置

イ 割引をする自動車

㉑イに掲げる自動車のうち、次の（イ）又は（ロ）のいずれかの要件に該当する自動車。

（イ）午後10時から1時間を経過するまでの間（以下「経過措置時間帯」という。）に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）を流出する自動車（ただし、距離対象外区間において通行料金の請求を受ける料金所のみを通行する場合は、当該自動車。以下㉒において同じ。）。

（ロ）走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率（ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。）を深夜割引道路区分の別に乗じて算出した額（それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「経過措置後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、10円を下限と

する。)を東日本高速道路株式会社が別に定める
ところにより還元する。

(イ) イ (イ) のみの要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位: キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離 (複数の深夜割引時間帯を跨ぎ走行した場合には、最終の経過措置時間帯の走行距離とする。以下同じ。) (単位: キロメートル)

L2 : 走行距離 (単位: キロメートル)

W : 30

W' : 20

(ロ) イ (ロ) のみの要件に該当する自動車

$$100 - (L1 + L2 - 1, 000) \times W \div L2 \text{ (単位: パーセント)}$$

ただし、上記式により算出した率が100-Wを下回る場合は100-Wとする。

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位: キロメートル)

L2 : 走行距離 (単位: キロメートル)

W : 30

(ハ) イ (イ) かつイ (ロ) の要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1, 000) \times W'2) \div L2 \text{ (単位: パーセント)}$$

ただし、上記式により算出した率が100-W'2を下回る場合は100-W'2とする。

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位: キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離 (単位: キロメートル)

L2 : 走行距離 (単位: キロメートル)

W : 30

W'1 : 20

W'2 : L1とL'1が同一である場合は20、L1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

⑳深夜割引 (コーポレート契約) 経過措置

イ 割引をする自動車

⑱イに掲げる自動車のうち、次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件に該当する自動車。

(イ) 経過措置時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路 (Eに掲げる高速道路を除く。)を流出する自動車。

(ロ) 走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率 (ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。)を深夜割引道路区分の別に乘じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。(ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。)

(イ) イ (イ) のみの要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位: キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離 (単位: キロメートル)

L2 : 走行距離 (単位: キロメートル)

W : 30

W' : 20

(ロ) イ (ロ) のみの要件に該当する自動車

$$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2 \text{ (単位: パーセント)}$$

ただし、上記式により算出した率が100-Wを下回る場合は100-Wとする。

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位: キロメートル)

L2 : 走行距離 (単位: キロメートル)

W : 30

(ハ) イ (イ) かつイ (ロ) の要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2 \text{ (単位: パーセント)}$$

ただし、上記式により算出した率が、100-W'2を下回る場合は100-W'2とする。

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1 : 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計 (単位: キロメートル)

L'1 : 経過措置時間帯の走行距離 (単位: キロメートル)

L2 : 走行距離 (単位: キロメートル)

W : 30

W'1 : 20

W'2 : L1 と L'1 が同一である場合は20、L1 が L'1 より大きい場合は30

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

②割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から③まで、⑥から⑭まで及び⑯に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑰及び⑱の割引相互間における重複適用関係

⑰と⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑰は適用しないものとする。

ニ ⑲及び⑳の割引相互間における重複適用関係

⑲と⑳の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑲は適用しないものとする。

ホ ④と①、③、⑥、⑨から⑬まで、⑰、⑱又は⑲の割引相互間における重複適用関係

(イ) ④と①は、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

(ロ) ④と③、⑥、⑨から⑬まで、⑰、⑱又は⑲の割引適用要件に該当する自動車の場合、④は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$$A - B$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A：⑩、⑪又は⑫の割引を適用した額

B：④口の（イ）から（ハ）により算出した額

へ ⑤と②、③、⑥、⑨から⑫まで、⑭、⑱又は⑳の割引相互間における重複適用関係

（イ）⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：（1）に定める料金の額（ただし、⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引を適用した額とする。）。

B：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑤口の（イ）から（ハ）で算出した料金の額

（ロ）⑤と⑭の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑭の割引を適用する。

（ハ）⑤と③、⑥、⑨、⑱又は⑳の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

（ニ）⑤と⑩、⑪又は⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ト ⑰又は⑱と①、⑥から⑬まで又は⑯の割引相互間における重複適用関係

（イ）⑰又は⑱と①又は⑦イのうち表中3若しくは4に該当するものは、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑦イのうち表中3若しくは4に該当するものについては、⑦イのうち表中3若しくは4に該当するものの割引適用後に、⑰又は⑱の割引を適用する。

（ロ）⑰又は⑱と⑥、⑦イのうち表中3及び4を除くもの、⑧から⑬まで又は⑯の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑰又は⑱は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$$A - B$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A：⑥、⑦イのうち表中3及び4を除くもの、⑧、⑩、⑪又は⑫の割引を適用した額

B：深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額

チ ⑱又は⑳と②、⑥から⑫まで又は⑭の割引相互間における重複適用関係

（イ）⑱又は⑳と⑦イのうち表中3若しくは4に該当するものは、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑦イのうち表中3若しくは4に該当するものの割引適用後に、⑱又は⑳の割引を適用する。

（ロ）⑱又は⑳と②又は⑭は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑱又は⑳の割引適用後に、②又は⑭の割引を適用する。

（ハ）⑱又は⑳と⑨の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑱又は⑳の割引は適用しないものとする。

（ニ）⑱又は⑳と⑥、⑦イのうち表中3及び4を除くもの、⑧、⑩、⑪又は⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑳企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ、公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

- イ 割引をする自動車
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
- ロ 割引率等
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。
- ハ 実施する期間
実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。
- ニ 適用区間
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
- ホ 事前の届出
個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

- イ 割引をする自動車
高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。
- ロ 割引率
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。
- ハ 実施する期間
実施する期間を限定する。
- ニ 適用区間
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。
- ホ 事前の届出
個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

- ① ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合に適用する料金の額及び割引制度は、(1)に定める方法により算出したETC車以外の自動車に適用する料金の額及び(2)に定める割引制度のうちETC車以外の自動車に適用する割引制度とする。
- ② ①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間は、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(5) 東日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道の対距離制区間を連続して通行する場合の料金の額は、(1)①イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また(1)①ハ又は(1)②ラについて、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条に基づく国土交通大

臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(6) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和54年3月22日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両総重量25トン以下で4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のもので車軸数が3以下のものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもので、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもので、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヰ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
原動機付自転車		法第2条第3項に規定する原動機付自転車

大都市近郊区間

路線名	区間
東北縦貫自動車道 弘前線	川口ジャンクションから 加須インターチェンジまで
関越自動車道 新潟線	練馬インターチェンジから 東松山インターチェンジまで
常磐自動車道	三郷インターチェンジから 谷田部インターチェンジまで
東関東自動車道 水戸線	湾岸市川インターチェンジから 成田インターチェンジまで
成田国際空港線	成田インターチェンジから 新空港インターチェンジまで

Table showing traffic volume data for the Tohoku縦貫自動車道弘前線 (川口JCTから津・青森間). The table lists various stations and their corresponding traffic volume in vehicles per hour, organized in a stepped, ascending format from left to right.

別添4

北海道縦貫自動車道函館名寄線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
登別室蘭から登別東まで	339.806	—	—	—	—
白老から苫小牧西まで	436.894	—	—	—	—
苫小牧東から千歳まで	—	—	485.437	—	—
千歳から恵庭まで	291.263	339.806	—	—	—
北広島から札幌南まで	—	242.719	242.719	291.263	436.894
札幌から江別西まで	242.719	291.263	291.263	—	—
江別東から岩見沢まで	436.894	—	—	—	—
三笠から美唄まで	339.806	—	—	—	—
美唄から奈井江砂川まで	—	485.437	485.437	—	—
滝川から深川まで	485.437	—	—	—	—

北海道横断自動車道黒松内釧路線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
小樽から朝里まで	—	—	—	242.719	—

東北縦貫自動車道弘前線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
川口ジャンクションから岩槻まで	—	436.894	485.437	—	—
浦和から岩槻まで	242.719	291.263	291.263	—	—
岩槻から久喜まで	485.437	—	619.048	—	—
久喜から羽生まで	436.894	—	—	—	—
加須から館林まで	—	436.894	485.437	—	—
羽生から館林まで	—	291.263	—	—	—
羽生から佐野藤岡まで	436.894	—	—	—	—
館林から佐野藤岡まで	291.263	339.806	—	—	—
鹿沼から宇都宮まで	339.806	436.894	436.894	—	—
矢吹から須賀川まで	—	—	485.437	—	—
須賀川から郡山まで	485.437	—	—	—	—
郡山南から郡山まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
郡山南から本宮まで	436.894	—	—	—	—
郡山から本宮まで	242.719	291.263	291.263	—	—
福島飯坂から国見まで	339.806	—	—	—	—
白石から村田まで	—	436.894	485.437	—	—
仙台南から仙台宮城まで	—	—	291.263	339.806	—
仙台宮城から泉まで	—	485.437	485.437	—	—
泉から大和まで	339.806	—	—	—	—
大和から古川まで	485.437	—	—	—	—
一関から平泉前沢まで	339.806	436.894	436.894	—	—
水沢から北上金ヶ崎まで	—	339.806	388.350	485.437	—
水沢から北上江釣子まで	436.894	—	—	—	—
北上金ヶ崎から北上江釣子まで	—	291.263	—	—	—
花巻南から花巻まで	242.719	291.263	291.263	—	—
紫波から盛岡南まで	339.806	—	—	—	—
紫波から盛岡まで	485.437	—	—	—	—
鹿角八幡平から十和田まで	—	—	485.437	—	—
碓ヶ関から大鰐弘前まで	339.806	436.894	485.437	619.048	1,000.000

大鰐弘前から黒石まで	291.263	339.806	339.806	—	761.905
大鰐弘前から浪岡まで	—	—	761.905	—	—
黒石から浪岡まで	339.806	436.894	436.894	—	1,000.000
黒石から青森まで	—	—	857.143	—	—
浪岡から青森まで	339.806	436.894	436.894	—	904.762

東北縦貫自動車道弘前線と東北横断自動車道釜石秋田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北上金ヶ崎から北上西まで	—	436.894	—	—	—

東北縦貫自動車道弘前線と東北横断自動車道酒田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
村田から宮城川崎まで	388.350	—	—	—	—

東北縦貫自動車道弘前線と東北横断自動車道いわき新潟線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
郡山から磐梯熱海まで	—	—	485.437	—	—
本宮から郡山東まで	339.806	388.350	—	—	—

東北縦貫自動車道八戸線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
浄法寺から一戸まで	—	—	485.437	—	—
一戸から九戸まで	339.806	—	—	—	—
南郷から八戸まで	—	—	436.894	—	—

東北横断自動車道酒田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
宮城川崎から笹谷まで	—	—	485.437	—	—
宮城川崎から関沢まで	—	—	485.437	—	—
笹谷から山形蔵王まで	—	—	—	436.894	—
山形蔵王から山形北まで	—	—	—	388.350	—

東北横断自動車道いわき新潟線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
磐梯熱海から猪苗代磐梯高原まで	485.437	—	—	—	—

東北横断自動車道いわき新潟線と常磐自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
いわき三和からいわき中央まで	388.350	—	—	—	—

東北横断自動車道いわき新潟線と北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新潟中央から新潟亀田まで	—	—	—	291.263	—

関越自動車道新潟線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
練馬から所沢まで	339.806	—	—	—	—
本庄児玉から藤岡まで	339.806	—	—	—	—
前橋から渋川伊香保まで	339.806	—	—	—	—
渋川伊香保から赤城まで	—	339.806	339.806	—	—
赤城から沼田まで	—	485.437	—	—	—
沼田から月夜野まで	—	—	—	339.806	485.437
湯沢から塩沢石打まで	291.263	339.806	339.806	—	—
塩沢石打から六日町まで	339.806	—	—	—	—
堀之内から越後川口まで	—	—	388.350	485.437	—
越後川口から小千谷まで	—	339.806	339.806	—	—
小千谷から長岡まで	436.894	—	—	—	—

関越自動車道上越線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
吉井から下仁田まで	436.894	—	—	—	—
富岡から下仁田まで	—	291.263	—	—	—
下仁田から松井田妙義まで	339.806	—	—	—	—
佐久から小諸まで	339.806	—	—	—	—
小諸から東部湯の丸まで	—	291.263	—	—	—
東部湯の丸から上田菅平まで	291.263	—	—	—	—

常磐自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三郷から柏まで	388.350	—	—	—	—
流山から谷和原まで	436.894	—	—	—	—
谷田部から桜土浦まで	291.263	339.806	339.806	—	—
桜土浦から土浦北まで	—	339.806	339.806	—	—
土浦北から千代田石岡まで	—	339.806	339.806	—	—
千代田石岡から岩間まで	—	485.437	—	—	—
那珂から日立南太田まで	339.806	436.894	436.894	—	—
日立北から高萩まで	339.806	—	—	—	—
日立北から北茨城まで	485.437	—	—	—	—
高萩から北茨城まで	—	—	339.806	—	—
北茨城からいわき勿来まで	—	—	485.437	—	—
いわき勿来からいわき湯本まで	—	436.894	485.437	—	—
いわき湯本からいわき中央まで	291.263	339.806	339.806	—	—

東関東自動車道千葉富津線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千葉南ジャンクションから姉崎袖ヶ浦まで	485.437	—	—	—	—
姉崎袖ヶ浦から木更津西ジャンクションまで	—	—	436.894	—	—
木更津北から木更津西ジャンクションまで	194.175	—	—	—	—

東関東自動車道千葉富津線と東関東自動車道水戸線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
市原から千葉北まで	—	388.350	436.894	—	—

東関東自動車道水戸線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湾岸市川から宮野木ジャンクションまで	436.894	485.437	485.437	761.905	1,380.953
湾岸市川から千葉北まで	—	—	761.905	—	—
湾岸千葉から宮野木ジャンクションまで	242.719	291.263	291.263	339.806	—
湾岸千葉から千葉北まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
湾岸千葉から四街道まで	436.894	—	—	—	—
湾岸千葉から佐倉まで	—	—	761.905	—	—
宮野木ジャンクションから佐倉まで	—	—	571.429	—	—
四街道から佐倉まで	242.719	291.263	291.263	—	—
四街道から富里まで	485.437	—	619.048	—	—
佐倉から富里まで	339.806	—	—	—	—
佐倉から成田まで	485.437	—	619.048	—	—
富里から大栄まで	485.437	—	—	—	—
富里から成田まで	242.719	291.263	291.263	—	—
大栄から潮来まで	485.437	—	—	—	—
佐原香取から潮来まで	291.263	339.806	339.806	—	—

東関東自動車道水戸線と成田国際空港線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
佐倉から新空港まで	—	—	761.905	—	—
富里から新空港まで	339.806	—	—	—	—

北陸自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
新潟亀田から新潟西まで	—	291.263	—	—	—
巻潟東から三条燕まで	—	—	436.894	—	—
中之島見附から長岡まで	—	436.894	485.437	—	—
西山から柏崎まで	339.806	—	436.894	—	—
柏崎から米山まで	—	—	485.437	—	—
米山から柿崎まで	339.806	—	—	—	—
柿崎から上越まで	485.437	—	—	—	—
能生から糸魚川まで	—	485.437	—	—	—
糸魚川から親不知まで	—	436.894	485.437	—	—

別添5 一般有料道路等のキロ程 (単位: キロメートル)

東埼玉道路

			浦和野田線
		越谷総合公園 川藤線	—
草加八潮	瑞生柿木川戸線	越谷吉川線	1.5
			5.5
			7.4
			9.5

東水戸道路

		水戸大洗	ひたちなか
水戸南			4.8
			10.2

仙台東部道路

						仙台東	仙台港	仙台港北
								1.7
								5.2
								9.6
								12.6
								17.0
								19.3
								22.6
								24.8

仙台南部道路

			仙台南
			—
			9.2
			11.7
			12.9

秋田外環状道路

		昭和男鹿半島
秋田北		9.5

琴丘能代道路

		能代南
		4.1
琴丘森岳	八電	13.0
		17.1

米沢南陽道路

		南陽高畠
		—
米沢北	高畠スマート	6.9
		9.6

湯沢横手道路

		横手
		5.8
湯沢	十文字	7.7
		13.5

京葉道路

						千葉南 ジャンクション
						1.3
						4.7
						5.9
						—
						—
						11.0
						14.3
						17.8

仙塩道路

			利府中
			2.2
			3.8
			5.1
			7.8

百石道路

		下田百石
八戸北		5.2

仙台北部道路

			富谷
			1.7
			8.3
			13.5

千葉東金道路のうち東金インターチェンジから千葉東インターチェンジまでの区間

				千葉東
				3.2
				7.5
				11.4
				13.9
				16.1

富津館山道路

			富津竹岡
			4.1
			7.8
			11.0
			19.2

深川・留萌自動車道

		深川西
深川ジャンクション		4.4

日高自動車道

		沼ノ端西
苫小牧東		4.0

東京湾横断・木更津東金道路のうち木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間

		木更津西 ジャンクション
		3.2
木更津金田	袖ヶ浦	3.9
		7.1

別添6

A	東水戸道路
	仙台東部道路
	仙台南部道路
	秋田外環状道路
	琴丘能代道路
	米沢南陽道路
	湯沢横手道路
	仙塩道路
	百石道路
	仙台北部道路
	千葉東金道路のうち東金インターチェンジから千葉東インターチェンジまでの区間
	富津館山道路
	深川・留萌自動車道
	日高自動車道
東京湾横断・木更津東金道路のうち木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間	
B	東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間
C	東埼玉道路 首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）
D	首都圏中央連絡自動車道等（あきる野市から木更津市まで）
E	京葉道路のうち習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市中央区浜野町（千葉南ジャンクション）までの区間

別添7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ													
大口	×	大口												
深夜	○	○	深夜											
休日	○	○	×	休日										
外環	○	○	○	×	外環									
千葉	○	○	○	×	×	千葉								
一般	○	○	×	×	×	×	一般							
圏央	○	○	×	×	×	×	×	圏央						
圏連	○	○	×	×	×	×	×	×	圏連					
E2	○	○	×	×	×	×	×	×	×	E2				
障害者	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	障害者			
路バス	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス		
二輪	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	二輪	

(注) 「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「外環」、「千葉」、「一般」、「圏央」、「圏連」、「E2」、「障害者」、「路バス」、「二輪」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、東京外環自動車道迂回利用割引、千葉外環迂回利用割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、ETC2.0割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、二輪車定率割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、休日割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引
2	ETC2.0割引、障害者割引
3	東京外環自動車道迂回利用割引、千葉外環迂回利用割引、二輪車定率割引
4	乗合型自動車（定期路線）割引
5	マイレージ割引、大口・多頻度割引

別添 8 二輪車定率割引で用いるキロ程 (単位：キロメートル)

北海道縦貫自動車道函館名寄線のうち札幌南インターチェンジから札幌インターチェンジまでの区間及び北海道縦貫自動車道黒松内釧路線のうち札幌西インターチェンジから札幌ジャンクションまでの区間

			札幌
	大谷地	北郷	—
札幌南	—	2.0	4.1
	—	5.8	7.9

				札幌
			雁来	ジャンクション
		伏古	—	—
	新川	札幌北	1.5	3.3
札幌西	—	—	5.7	7.5
	—	2.7	—	8.4
	—	6.5	—	10.2
			12.2	14.0

札幌南インターチェンジ、大谷地インターチェンジ、札幌北インターチェンジ又は雁来インターチェンジの各インターチェンジから流入（ただし、札幌北インターチェンジから流入し、雁来インターチェンジ、札幌ジャンクション、大谷地インターチェンジ又は札幌南インターチェンジで流出する場合を除く。）し、均一制区間の各インターチェンジで流出する場合、札幌南インターチェンジ、大谷地インターチェンジ、札幌北インターチェンジ又は雁来インターチェンジの各インターチェンジから均一制区間の各インターチェンジまでのキロ程は、札幌南インターチェンジ、大谷地インターチェンジ、札幌北インターチェンジ又は雁来インターチェンジの各インターチェンジから札幌西インターチェンジまでのキロ程とする。

新川インターチェンジ、札幌北インターチェンジ、伏古インターチェンジ又は北郷インターチェンジの各インターチェンジから流入（ただし、札幌北インターチェンジから流入し、新川インターチェンジ又は札幌西インターチェンジで流出する場合を除く。）し、均一制区間の各インターチェンジで流出する場合、新川インターチェンジ、札幌北インターチェンジ、伏古インターチェンジ又は北郷インターチェンジの各インターチェンジから均一制区間の各インターチェンジまでのキロ程は、新川インターチェンジ、札幌北インターチェンジ、伏古インターチェンジ又は北郷インターチェンジの各インターチェンジから札幌南インターチェンジまでのキロ程とする。

北海道縦貫自動車道函館名寄線のうち大沼公園インターチェンジから札幌南インターチェンジまでの区間、北海道横断自動車道黒松内釧路線のうち千歳恵庭ジャンクションから本別インターチェンジまでの区間、北海道横断自動車道黒松内北見線のうち池田インターチェンジから足寄インターチェンジまでの区間及び日高自動車道の全区間をA区間、北海道縦貫自動車道函館名寄線のうち札幌インターチェンジから士別釧路インターチェンジまでの区間及び深川・留萌自動車道の全区間をB区間、北海道横断自動車道黒松内釧路線のうち余市インターチェンジから札幌西インターチェンジまでの区間をC区間とし、均一制区間の各インターチェンジから流入し、均一制区間とA区間、B区間又はC区間を連続して通行する場合、均一制区間のキロ程は、走行経路に基づくキロ程とする。

A区間又はC区間の各インターチェンジから流入し、均一制区間の各インターチェンジで流出する場合、均一制区間のキロ程は、札幌南インターチェンジから札幌インターチェンジまでのキロ程と札幌西インターチェンジから札幌ジャンクションまでのキロ程を合算したキロ程とする。

B区間の各インターチェンジから流入し、均一制区間の各インターチェンジで流出する場合、均一制区間のキロ程は、札幌西インターチェンジから札幌ジャンクションまでのキロ程とする。

A区間、B区間及びC区間のうち、2以上の区間を均一制区間を経由して通行する場合、均一制区間のキロ程は、走行経路に基づくキロ程とする。

砂川ハイウェイオアシスで転回する場合における均一制区間のキロ程は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、上記によりそれぞれ算出する。

東京湾横断道路・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

浮島	木更津金田
	15.1